

令和2年4月23日

安曇野市教育委員会

令和2年4月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

<b>議案第 1 号</b>	教育部 各課
令和 2 年 4 月 23 日 提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 共催 2 件 文化課 後援 1 件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】                  (定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるもの限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
111	R2.3.18	スポーツ推進担当	松本山雅レディースU-15フューチャースタイル大会2020	松本山雅レディースフューチャースタイル実行委員会 辻谷 洋一	松本山雅レディースフューチャースタイル実行委員会	共催	松本山雅FCのホームタウンである安曇野市と協力して、地域の青少年の育成を図りたい為。	3月18日	2020年7月25日～26日	-	-			穂高牧運動公園、大町市総合運動公園	女子サッカーの大会を開催し、交流人口の増加、女子サッカーの普及ならび強化につなげる事業(2027年長野県国体を契機して強化)	1試合60分(30分-10分-30分)11人制の予選リーグ及び順位決定リーグ戦。 勝ち点(勝3分1負0点)、得失点差、総得点、直接対決、抽選で順位を決定。 参加費:1チーム10,000円	-	-	-	基準第3条第2項に より可
112	R2.3.31	スポーツ推進担当	第22回安曇野市穂高地域ゴルフ大会	安曇野市穂高地域ゴルフクラブ 会長 吉田 満男	安曇野市穂高地域ゴルフクラブ	共催	ゴルフ競技を通じて、市民相互の交流を深め市民の連帯感を高める。また、競技人口の拡大と体力づくりを推進し、市民の健康増進を図るため。	3月31日	令和2年6月17日(水)	-	-			穂高カントリークラブ	社会教育の振興。ゴルフを通じて市民の融和と親睦、健康増進と体力の向上。	競技方法:18ホールストロークプレー(新ベリア方式) 参加人数:160名(40組) 参加料:1人1,000円 プレー代:1人11,440円 平成30年度共催あり	○	○	○	基準第3条第2項に より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度 4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30	H29	所管課意見
1	R2.4.1	文化	安曇野高橋節郎記念美術館企画展「高橋節郎とその系譜 Urushi Modern Art(仮称)」	公益財団法人 安曇野文化財団 理事 長崎 大幸	安曇野高橋節郎記念美術館・公益財団法人安曇野文化財団	後援	安曇野市内の多くの市民および教育機関に向け、事業の周知宣伝に積極的かつ広範囲に取り組み、名實市民である故、高橋節郎作品の事業の機会を提供するよう努めるため。	4月1日	令和2年 7月18日 (土)～9月13日(日)	安曇野高橋節郎記念美術館 展示室1.2.3	現代アートの視点から評価される高橋節郎と、その教え子たちの作品を通して、戦後の漆芸術史を改めて検証し紹介するため。芸術文化の進捗を図るため。	当館が顕彰する漆作家高橋節郎と「節郎四天王」と呼ばれた節郎の弟子たち、赤塚和彦・並木恒延・三田村有純、故横山幸文(50音順)の4名の作家に光をあてる展覧会。入場料(1人)一般820円(520円)、高木生410円(310円)※(1)内20名以上団体料金。中学生以下、70歳以上の安曇野市民、障がい者及びその介助者1名は無料	-	-	基準第3条第2項により可

<b>議案第2号</b>	教育部 学校教育課
令和2年4月23日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について											
決定を要する事項の内容	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正の承認											
要旨	入居者が減少している安曇野市教職員住宅の有効活用を図るため、教職員に使用を限定せず、災害の被災者等も使用できるよう所要の改正を行うもの。											
説明	<p>1. 教職員住宅の現状</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理戸数 (R2. 4. 1)</td> <td>66 戸</td> </tr> <tr> <td>住宅使用料 (H30 年度)</td> <td>9,100 千円</td> </tr> <tr> <td>主な管理経費 (H30 年度)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設修繕費 3,868 千円</li> <li>・ 消防設備等点検委託料 959 千円</li> <li>・ 工事費 7,932 千円</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教職員住宅建設費償還金</td> <td>平成 28 年度に全ての償還が完了</td> </tr> <tr> <td>入居状況 (R2. 4. 6)</td> <td>37 戸 (入居率 56.1%)</td> </tr> </table> <p>2. 教職員以外の者が教職員住宅を使用できる旨の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本市：有 (管理上、支障のない範囲)</li> <li>・ 塩尻市：有 (教育委員会が特に必要と認める者)</li> <li>・ 大町市：有 (教育委員会が特に必要と認める者)</li> </ul> <p>3. 改正文及び新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4. 施行日 令和2年5月1日</p>		管理戸数 (R2. 4. 1)	66 戸	住宅使用料 (H30 年度)	9,100 千円	主な管理経費 (H30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設修繕費 3,868 千円</li> <li>・ 消防設備等点検委託料 959 千円</li> <li>・ 工事費 7,932 千円</li> </ul>	教職員住宅建設費償還金	平成 28 年度に全ての償還が完了	入居状況 (R2. 4. 6)	37 戸 (入居率 56.1%)
管理戸数 (R2. 4. 1)	66 戸											
住宅使用料 (H30 年度)	9,100 千円											
主な管理経費 (H30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設修繕費 3,868 千円</li> <li>・ 消防設備等点検委託料 959 千円</li> <li>・ 工事費 7,932 千円</li> </ul>											
教職員住宅建設費償還金	平成 28 年度に全ての償還が完了											
入居状況 (R2. 4. 6)	37 戸 (入居率 56.1%)											

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

安曇野市教育委員会  
教育長 橋渡 勝也

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安曇野市立学校教職員」の次に「ほか、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が災害の被災者その他適当と認める者（以下「被災者等」という。）」を加え、第3条中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、第18条中「書類は、」の次に「被災者等を除き」を加える。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)                      第1条 この規則は、安曇野市立学校教職員ほか、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が災害の被災者その他適当と認める者（以下「被災者等」という。）を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の物件（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この規則は、安曇野市立学校教職員を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の物件（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。</p>
<p>(住宅台帳)                      第3条 教育委員会は、住宅の様態並びにその設置、管理及び廃止の状況を明らかにするため教職員住宅台帳（様式第1号）を備え、必要な事項を記載するものとする。</p>	<p>(住宅台帳)                      第3条 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、住宅の様態並びにその設置、管理及び廃止の状況を明らかにするため教職員住宅台帳（様式第1号）を備え、必要な事項を記載するものとする。</p>
<p>(書類の経由)                      第18条 この規則の規定に基づき教育委員会に提出する書類は、被災者等を除き全て所属学校長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)                      第18条 この規則の規定に基づき教育委員会に提出する書類は、全て所属学校長を経由しなければならない。</p>

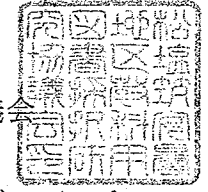
<b>議案第3号</b>	教育部 学校教育課
令和2年4月23日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)櫻井 義之

タイトル	令和2年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会委員の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市教育委員会教育長に対して、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会より教科用図書採択研究協議会委員の推薦依頼があったので、委員(学識経験者)の選任について協議をお願いするものです。
説明	<p>1 令和2年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会委員の推薦について</p> <p>(1) 推薦依頼者 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会</p> <p>(2) 推薦人数 保護者代表1人 学識経験者 1人 ※委員構成の男女比の関係から、できるだけ女性 保護者代表は市PTA連合会より推薦</p> <p>(3) 推薦期限 令和2年5月7日(木)</p> <p>(4) 任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日</p> <p>(5) 根拠</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市地区において、令和3年度以降に使用する中学校教科用図書採択のため、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会を組織する。</p> <p>松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約第2条により保護者代表及び学識経験者の委員を推薦するもの。</p> <p>2 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会の組織</p> <p>教育長1名 教育長職務代理者1名(各市村)</p> <p>校長会長1名 校長会副会長1名(各市村)</p> <p>保護者代表1名(各市村)</p> <p>学識経験者1名(各市村)</p>



安曇野市教育長  
橋渡 勝也 様

松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会



令和 2 年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会委員の推薦について  
(依頼)

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また日頃から、当地区の教育行政の推進にあたり格別なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市地区において、令和 3 年度以降に使用する中学校教科用図書採択のため、標記協議会を組織いたしますが、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約第 2 条の規定による保護者代表及び学識経験者の委員をご推薦いただきたく、次のとおりお願い申し上げます。

- 1 推薦をお願いする委員  
委員構成の男女比の関係から、できるだけ女性委員の選出にご配慮ください。  
保護者代表 1 名  
学識経験者 1 名
- 2 報告方法及び報告期限  
別紙報告書に必要事項を記入して、郵送又はメールにて提出してください。  
報告書の様式は、各教育委員会事務局の LGWAN メールにも送信します。  
提出期限：令和 2 年 5 月 7 日 (木)  
提出先：塩尻市教育委員会事務局 教育総務課 ※下記参照
- 3 送付資料
  - (1) 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約
  - (2) 令和 2 年度 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会 委員名簿 (案)
  - (3) 令和 2 年度 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会 会議日程 (案)
  - (4) 平成 27・30 年度 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会委員名簿

【取扱注意】

**【事務局】**  
 塩尻市教育委員会事務局 教育総務課  
 住 所：塩尻市大門七番町 4 番 3 号  
 電 話：0263-52-0830 (直通)  
 メール：gakkou@city.shiojiri.lg.jp  
 担当者：笹川 真那

令和2年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会等に係る  
保護者代表・学識経験者 報告書

〒399-0738

長野県塩尻市大門七番町4番3号

塩尻市教育委員会事務局 教育総務課 行

メール:gakkou@city.shiojiri.lg.jp

教育委員会名：  
\_\_\_\_\_

1 保護者代表について御記入ください。

氏名	(ふりがな)
	-----
住所	〒
連絡先 (電話又は携帯番号)	
所属	

2 学識経験者について御記入ください。

氏名	(ふりがな)
	-----
住所	〒
連絡先 (電話又は携帯番号)	
所属	

御協力ありがとうございました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、令和2年5月7日(木)までに提出をお願いいたします。

※個人情報が含まれておりますので、郵送またはメールでご回答ください。

報告様式は、各教育委員会事務局のアドレスにも送信しますのでご利用ください。

## 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約

### (設置の目的)

第1条 松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市（以下「採択地区」という。）の市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）が採択地区内の小学校及び中学校の使用教科用図書について種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 この協議会は、採択地区の市町村教育委員会の教育長及び教育長職務代理人、松本市・東筑摩塩尻・安曇野市各校長会長及び同副会長、保護者代表及び学識経験者若干名をもって委員とし組織する。ただし、小学校使用教科用図書採択年度は学校組合教育委員会を、中学校使用教科用図書採択年度は中学校の設置のない教育委員会を除いて組織する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、教科用図書採択に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、また、同様とする。

### (事務局)

第3条 協議会の事務局は、協議会開催年度毎に採択地区の教育委員会で持ち回りとする。

- 2 事務局職員は、会長が委嘱する。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、協議会委員が互選する。

会 長	1 名
副会長	3 名
監 事	2 名

### (役員職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

### (役員任期)

第6条 役員任期は、各1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

### (会議の運営)

第8条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (調査研究委員)

第9条 協議会に教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を設け、教科用図書を共同で調査研究する。

(調査研究委員の委嘱)

第10条 調査研究委員会の調査研究委員は、協議会が教科用図書の種目ごとに採択地区内の小学校、中学校の校長、教頭及び教諭の中から適当な者を選び委嘱する。

(調査研究委員の任務)

第11条 調査研究委員会は、長野県教育委員会の提示した小学校・中学校教科用図書採択基準及び選定に必要な資料を基にして、各教科用図書について調査研究を行い、その調査結果と関係資料を協議会へ提出する。

(協議会の行う教科用図書の選定)

第12条 協議会は、調査研究委員会から提出された資料に基づき、協議のうえ教科用図書を種目ごとに一種を選び、これを市町村教育委員会に報告する。

2 前項の協議が整わない種目があるときは、再度協議をした後、委員全員により当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数を得た教科用図書がないときは、取得した投票数の上位2種類の教科用図書について再度投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、2種類の教科用図書の投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(市町村教育委員会の行う教科用図書の採択)

第13条 市町村教育委員会は、協議会からの報告に基づいて教科用図書を採択する。

(調査研究委員の招集)

第14条 調査研究委員会の招集は、協議会の会長が行う。

(会計)

第15条 協議会の経費は、採択地区内の市町村(学校組合を含む。)からの負担金をもってあてる。

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第17条 協議会の予算及び決算は、協議会又は役員会の承認を得るものとする。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、そのつど役員会で定める。

附 則

この規約は、昭和61年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する間は、同法の施行による経過措置を適用する教育委員会においては、改正後の松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約第2条第1項の規定は適用せず、改正前の松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

令和2年度 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会 委員名簿(案)

中学校

委員29名

市町村一組名		教育長氏名	教育長職務代理者氏名	備考
松本市				
塩尻市				
安曇野市				
生坂村				
筑北村				
朝日村				東筑摩郡町村教育委員会連絡協議会長
麻績村				
松本市山形村朝日村中学校組合		○		事務局:松本市
塩尻市辰野町中学校組合		○		事務局:塩尻市
松本市校長会	職名	会長	副会長	
	学校名			
	氏名			
東筑摩塩尻校長会	職名	会長	副会長	
	学校名			
	氏名			
安曇野市校長会	職名	会長	副会長	
	学校名			
	氏名			
保護者代表		松本市PTA代表		
		塩尻市PTA代表		
		東筑摩郡PTA代表		
		安曇野市PTA代表		
学識経験者		松本市推薦		
		塩尻市推薦		
		東筑摩郡推薦		
		安曇野市推薦		

○重複している委員

<b>報告第1号</b>	教育部
令和2年4月23日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和2年3月定例会における一般質問等について
要旨	市議会3月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
1 会期等	令和2年2月19日(水)～3月19日(木)
2 一般質問	令和2年3月3日(火)、4日(水)、5日(木) 3日間
議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
竹内 秀太郎 議員	<p>○新総合体育館の管理運営方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営形態についてどんな点に重点に検討して決めたのか経緯について伺う</li> </ul> <p>【教育部長】</p> <p>新総合体育館の管理運営形態につきましては、平成30年10月に安曇野市スポーツ推進審議会へ諮問をし、6回にわたり慎重に審議をいただき、令和元年11月28日に答申がされたところでございます。審議会では、新総合体育館のテーマである「する・見る・支える」、「市民交流」、「健康長寿」に災害時の避難場所としての機能も考慮し、「安全・安心」も加え、項目ごとに直営と指定管理者制度を比較検討し、多様なニーズに応えられ、利用者が満足し、集客やにぎわいが期待できる管理運営形態に向けて慎重に審議をいただいたところでございます。</p> <p>指定管理者に依頼する業務内容については、詳細は今後決定することとし、施設の維持管理や安全管理に関すること、ソフト事業に関することなど、一般的な業務を想定して検討をお願いをしたところでございます。維持管理、運営費用の概算額につきましては、委託する業務内容が決まっておらず、新総合体育館の実施設設計も完了していない中、管理運営経費の概算額を算出することは難しく、金額の算定は行っておりません。</p> <p>また、トレーニング室については、健康長寿の項目の一つとして日常的なトレーニングの場としての活用について比較検討し、指定管理者制度を導入することにより、指定管理者がトレーニング機器を持ち込み、設置することで、トレーニング室の有効活用、利用者の拡大が</p>

期待できるとされております。いただいた答申では、新総合体育館の管理運営の形態については、施設利用者の多様なニーズに応えるため、民間のノウハウや知識を生かした教室やイベント等により、効果的・効率的な施設管理及び運営が期待できる指定管理者制度の導入が望ましいとされており、これを踏まえ、新総合体育館整備のテーマを実現するには、直営よりも民間のノウハウや専門的知識を生かすことのできる指定管理者制度の導入が望ましいと判断し、協議において指定管理者制度の導入について決定したところでございます。

- ・指定管理者が行う業務の範囲等募集要綱について議会と十分協議することについて伺う。

【市長】

指定管理者制度の導入ということは決定をいたしておりますので、今後は指定管理者が行う業務範囲等の募集要項の内容について検討し、決定をしていく必要があるというように考えております。

それで、新総合体育館整備のテーマを実現するためには、指定管理者にお願いをする業務内容などが大変重要になるというように考えております。したがって、議員御指摘のとおり、私はこの業務内容等検討する際には、やはり先進自治体の例を参考にしていく必要があるというように思います。

そんな中で、塩尻市総合体育館、また、千曲市のことぶきアリーナ千曲、これは更埴の体育館でございます、既に開場して活用されております。これから長野県が建設をする佐久市の県立の武道館、こういった事例を参考にしながら、効果的・効率的な施設運営管理、運営ができるように検討をしてまいりたいというように思います。

それで、以前から議会からも御提案をいただいております、こういった提案も含めて検討をしておりますけれども、今後は安曇野市の公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例に基づいて手続を進めてまいりたいというように考えております。

- ・指定管理者の議決は体育館竣工6か月前に行われるように準備することを希望する。

【教育部長】

新総合体育館建設につきましては、この2月末に実施設計が完了し、今後は令和3年10月の完成を目指し、本格的な建設工事へ移行していくところでございます。指定管理者制度の導入スケジュールにつきましては、令和2年度の上半期に募集要項を決定し、下半期から募集を始め、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会を経て指定管理者候補を決定し、準備期間も考慮し、議員がおっしゃるように、令和



3年3月議会には指定管理者指定の議案を上程する予定で進めてまいりたいと考えております。

- ・公募に応募した企業からプレゼンを行って候補企業を決めることについて。

【教育部長】

先ほどの市長答弁にもございましたが、今後、指定管理者が行う業務範囲等につきましては、塩尻市総合体育館や長野県立武道館などの先進自治体の事例を十分参考にしながら検討を行ってまいります。

また、本市においては、体育施設の利用状況が非常に高く、予約が取りにくい状況であり、新総合体育館も同様になることが予想される場所ではございますが、維持管理費を抑えることは大変重要であり、興行イベントは必要と考えます。しかしながら、指定管理者に施設利用の優先権を与え興行イベントを行うことで、市民の施設利用に支障が生じるおそれも想定されるため、興行イベントをどの程度行うかは、募集要項を作成する中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会において、指定管理者申請団体の審査の中でプレゼンテーションは行われることになっております。

○令和元年度定期監査の結果報告の対応について

- ・児童クラブ対象学年の拡大と児童クラブ入所条件の緩和について

【市長】

児童クラブ対象年齢の学年の拡大、これは入所条件の緩和について可能なところから、順次進めていきたいというように考えております。

平成26年から30年度までに三郷児童館の児童クラブ室の増築や、穂高西小学校の余裕教室の活用等によりまして、約200人の定員増を図ってまいったところでございます。

御指摘のように、ニーズの高まりによって各児童クラブとも4年生までの定員が一杯の状況が続いております。このために、今後の児童数の推計を基に入所希望者人数の見極めを行いながら、現在ある施設や余裕教室のさらなる活用などによって、まず6年生までの拡大を、そして、その後入所要件の緩和などを目指してまいりたいというように考えております。

今後は、穂高北部の児童館の新たな整備に伴いまして、児童クラブ室を併設して6年生まで拡大を図りたい。併せて、他地域においても

	<p>6年生までの拡大が可能か検討をしていきたいというように考えております。</p> <p>新たな人員配置も欠かせない課題となってまいりますので、指定管理者とも協議を深めながら、今後進めてまいりたいというように考えております。</p> <p>今後は、穂高北部の児童館の新たな整備に伴いまして、児童クラブ室を併設して6年生まで拡大を図りたい。併せて、他地域においても6年生までの拡大が可能か検討をしていきたいというように考えております。</p> <p>新たな人員配置も欠かせない課題となってまいりますので、指定管理者とも協議を深めながら、今後進めてまいりたいというように考えております。</p>
<p>一志 信一郎議員</p>	<p>○文化財の保護並びに有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道祖神の保護等に対する位置づけ</li> </ul> <p>【教育長】</p> <p>まず、児童館、放課後児童クラブの現状から御説明をさせていただきます。</p> <p>現在、放課後児童クラブは11クラブございます。内訳は、児童館で開設しているものが6クラブ、小学校内で開設しているものが5クラブとなっております。近年では、平成29年度に、穂高西小児童クラブの3、4年生を穂高西小学校の余裕教室に移転を、また、30年度には、豊科高家児童クラブを豊科南小学校内に移転し、名称も豊科南小児童クラブに変更しております。</p> <p>現在、放課後児童クラブは、定員がほぼいっぱい状況が続いておりますが、6年生までの拡大や入所要件緩和の希望も多く、今後は穂高西小のように、児童館と小学校を併用した児童クラブの開設も視野に入れてまいりたいと考えております。</p> <p>このような状況の中、現在、児童クラブを開設している児童館においては、ゼロ歳から2歳児のスペースを時間帯で分けて共用しているところもございます。こうした児童館においては、当面の間、ゼロ歳から2歳児の専用スペースの設置は難しいと考えますが、小学校内での放課後児童クラブ開設については、児童の安全面からも有効であり、余裕教室の状況、また今後の児童数の推移とともに、小学校や指定管理者とも協議してまいりたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道祖神に計画的に標柱を立てることについて</li> </ul> <p>【教育部長】</p> <p>道祖神を祭っている地元で、その道祖神にまつわる言い伝えなどがあるならば、子供たちに語り継いでいくことは、自分の生まれ育ったふる</p>

	<p>さと思ふ心を醸成する大切なことと思います。また、安曇野を訪れる多くの皆さんに、それぞれの道祖神が持ついわれを紹介したり、その地域を代表する道祖神の容姿をはじめとする時代的な特徴や、その当時の人々が道祖神に託した願いを紹介することも、地域文化の伝承という点では重要なことと考えます。</p> <p>しかしながら、現地に説明版や表示を設置する場合に、道祖神のたたく風景を壊してしまうこともあり、一律に設置することは難しいと考えます。</p> <p>道祖神は、安曇野にとっても象徴的な存在であることは間違いなく、後世に伝えるための方策は必要と考えます。昨今の情報化社会の進展も考慮しながら、今後、この文化財を情報発信できるよう、様々なアイデアを考えてまいりたいと思います。</p> <p>・「庶民信仰道祖神のメッカ安曇野を大々的に売り出していく」という方向性について</p> <p>【市長】</p> <p>御提案でございますけれども、安曇野市では今も交通安全、企業や店舗のイメージアップなど、新たな願いを込めた道祖神が次々に作られておるという状況でございます。</p> <p>様々な商品にも道祖神が使われ、道祖神に託す願いは、時代とともに変わってきておりますけれども、身近な存在として大切に思う気持ちというのは、変わらずに流れているというように考えております。</p> <p>このことが安曇野ならではの風土となって、道祖神を通して庶民の暮らしぶり、文化を伝え、観光にも生かす、観光振興ビジョンの基本理念、安曇野暮らしツーリズムにもつながっていくものと考えられます。そういった市民や先人の思いを感じながら、議員御指摘のとおり、安曇野の自然、田園風景、また町並みも一緒に親しめるようなガイドによる街歩きや自転車などと組み合わせた活用を、今後検討してまいりたいというように考えております。</p>
<p>中村 今朝子議員</p>	<p>○安心・安全な安曇野市のために</p> <p>・子どものインフルエンザ予防接種の助成について</p> <p>【教育部長】</p> <p>それでは、小・中学校のインフルエンザの感染状況、学級閉鎖の状況についてお答えさせていただきます。</p> <p>11月12日に、今期初めての学級閉鎖措置をいたしました。これは、昨年度に比べて15日早く、以降2月末日までに小学校で9校59クラスで延べ193日、中学校では、5校14クラスで延べ37日の学級閉鎖の措置を取ったところでございます。</p> <p>本年度は、12月上旬に流行のピークがあり、感染者による欠席が200人に迫る勢いでございましたが、その後は一旦減少し、2月に入</p>

	<p>り、また増加しており 150 人を超えた日もございました。ピーク時の欠席者数でございますが、昨年度との比較では半分以下でございます。県内においても、新型コロナウイルスと感染者が確認されたこともあり、改めて手洗いやうがいなどの予防措置の徹底に努めているところでございます。した。県内においても、新型コロナウイルスと感染者が確認されたこともあり、改めて手洗いやうがいなどの予防措置の徹底に努めているところでございます。</p>
<p>藤原 陽子議員</p>	<p>○活力ある市の構築のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツについて</li> </ul> <p>穂高会館 豊科公民館 南部総合公園 新総合体育館 他について</p> <p>【教育部長】</p> <p>穂高会館、豊科公民館につきましては、この制度の活用の検討も含め、市長が申し上げました、今後制定されますガイドラインに沿って行ってまいりたいと考えます。</p> <p>○健康寿命延伸のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん対策について</li> </ul> <p>がん教育について 現状について、外部講師の取り組みについて</p> <p>【教育長】</p> <p>がんに関する教育の現状についてお答えいたします。</p> <p>市内の小学校では、6年生の保健の中の生活習慣病の予防という単元で、がんの予防、早期発見の大切さなどを学習しています。中学校では、がんとその予防について、保健体育の保健分野で学ぶことに加えて、社会科の公民分野で、がんなどの重病になったときの自己決定権についても学習しております。</p> <p>一方、児童生徒の中には、がんを患っておられる家族を持つ者も少なからずいることから、その子供の心情を配慮したり、家族の方の理解を得たりしながら、学習を進めなければならない難しさがあります。このことは、命と直結する学習内容であるがゆえの課題ではありますが、命の尊さ、そして、自分も人もかけがえのない存在であることを学ぶ大事な学習の機会であると捉えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師経験者を講師に招き、健康を考える貴重な題材として教育現場で取り組むことについて</li> </ul> <p>【教育長】</p> <p>がん教育への外部講師の活用、中でも、がん経験者が語る言葉は、さきに述べた、家族にがん患者を抱える児童生徒にとっては、励まし、また、力を与えるものになることは、議員の御指摘のとおりかと思えます。</p>

	<p>そこで、小・中学校の授業において、外部講師の活用については、まず、県教育委員会の示すがん教育外部講師リストを紹介し、情報提供に努める。また、市内の医師会の先生方にも御助言を頂くことなども考えてまいりたいと思っております。</p>
遠藤 武文議員	<p>○観光振興ビジョンの見直しについて</p> <p>池田町、松川村と連携した地域連携 DMO の創設について</p> <p>【教育部長】</p> <p>池田町、松川村は、安曇野市域も含め、古代安曇郡に属する郷でありました。古くから歴史的交流があったことは多くの研究者が認めているところでございます。これまでに両町村の教育委員会に協力を得て、平成29年度から実施してまいりました安曇平のお船祭り調査では、穂高神社に代表されるお船祭りの文化が両町村にまで広がり、同じ文化圏であることが改めて確認されております。</p> <p>また、日本遺産の申請について、池田町、松川村を含む複数市町村にまたがるシリアル型で、各市町村が協力しながら安曇野の歴史、文化をストーリーにして2回にわたり申請をした実績がございしますが、残念ながら認定には至りませんでした。</p>
小松 芳樹議員	<p>○SDG s 持続可能な社会創設における市に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い教育をみんなに</li> </ul> <p>市の環境等を活かした特色ある取り組みは</p> <p>【教育長】</p> <p>新学習指導要領による教育が、小学校は来年度から、中学校ではその翌年度から本格実施となりますが、既に、新しい教育内容に対応できるように、研修の充実等の支援をしてまいりました。</p> <p>また、小学校からも強い要望のあった電子黒板が整備されれば、より質の高い教育環境が、小・中ともに実現することになります。これをフル活用して、子供たちが主役の活気ある授業がどの教室でも行われるよう指導・助言してまいります。</p> <p>さて、市教育委員会では、3年前、平成29年4月に「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる、たくましい安曇野の子ども」の育成を掲げ、取り組んできております。</p> <p>議員御指摘のとおり、特色ある安曇野市の教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>具体的には、本市の特色である、安曇野の豊かな自然の中での体験活動や住民との交流などを進めている幼児教育を、これまで以上に学校教育へつなげること、自然・歴史・文化・産業資源に着目した体験的な活動や、学校ごとに創意工夫を凝らした独自の教育活動を積極的に展開すること、児童生徒が切磋琢磨して、個性や能力を高めるとともに、郷土への愛着や誇りを育むこと、などを推進してまいりたいと</p>

	<p>考えているところでございます。</p> <p>・ジェンダー社会の平等について ジェンダー教育は</p> <p>【教育長】</p> <p>現在、学校現場では、名簿を男女混合にしたり、座席の配置を男女交互にしたりということが普通という意識でございます。</p> <p>また、ジェンダーについて考える授業内容は、人権教育の一つとして大切に捉えて、様々な教科領域で扱っております。</p> <p>例を挙げますと、道徳では、公平・公正・社会正義の内容の中で、男女の差別について、保健体育の保健分野では、性の多様性を、家庭科や社会科では、男女平等に関わる学習が行われております。</p> <p>こうしたジェンダーに関わる内容は、ともすると、こうあるべきだという、一方的に教えこむ授業になりがちですけれども、子供自身に、身近な問題から社会全体の問題に目を向けさせ、子供の視点で捉えさせて、お互いの考えを述べ合ったり学び合ったりするなどの授業展開を工夫することが、より望ましいと考えております。</p> <p>・安全な水とトイレについて 小中学校の洋式トイレへの改修</p> <p>【教育部長】</p> <p>まず、小・中学校のほとんどのトイレについては、水洗化が完了しております。また、小学校の洋式化率は56%、中学校のトイレの洋式化率は49%となっており、小・中学校合わせた洋式化率は、53%でございます。また、洋式トイレへの改修計画につきましては、古いトイレは配管まで含めた大規模な工事が必要なため、長寿命化改良工事などの大規模改修時に併せて、トイレの洋式化を含めた水回りの改修を実施する計画でございます。</p> <p>シンデの計画につきましては小規模改修になりますが、明南小学校・堀金中学校でトイレ改修工事を計画しておりますが、これらは便器の洋式化のみの工事となります。また、明北小学校トイレ改修工事につきましては、男子・女子供用トイレを女子用トイレに改修を予定しております。豊科南中学校トイレ改修工事につきましては、便器の洋式化のほかに、老朽化している臭気改修を目的に、トイレブース・天井・床及び洗面台等のトイレ内部の全面改修を予定しているところでございます。</p>
平林 徳子議員	<p>○子ども達の健やかな育ちのために</p> <p>・2019年度全国体力テストで、小5男子の体力が最低であった。市の</p>

## 状況・課題・対策について

### 【教育長】

子供の体力についてお答えいたします。

まず、お尋ねの全国体力・運動能力、運動習慣等調査について説明させていただきます。

この調査は、昨年4月から7月の間に、全国の小学5年生約105万人と、中学2年生約96万人を対象に実施されました。

調査項目は、実技については、小学校が握力など8種目、中学校はハンドボール投げなど9種目です。

質問紙では、小・中学校ともに、運動は好きか、一週間の運動時間の量など26個の問いにより、児童生徒の運動習慣や意識を調査する内容でございます。

本市でも、市内10校の小学5年生763名、中学2年生718名が調査に参加いたしました。

種目ごとの詳しい結果については説明を省かせていただきますが、小学校5年生については、全体として体力合計点では、男女とも全国平均より高くなりました。これは、26年度以降継続しています。中学2年生については、男子は全国平均を僅かに上回ったり、下回ったりを繰り返しており、本年度は僅かに下回りました。女子は下回る状況が続いています。

次に、質問紙調査の結果について説明いたします。

1週間の運動量調査については、本市の中学校2年生男子のみ、県平均よりも上回る数値を示しておりますが、小学校5年生男女、中学校2年生女子ともに、県平均を下回っております。

一方、子供たちの地域のスポーツクラブへの加入率は、安曇野市は全国第2位という高い率であり、地域の活動の中で子供たちの体力をつける基盤は確保されていると考えております。

こうした状況を踏まえ、市教育委員会では、校長会、小中の体育主任、認定こども園、幼稚園、それぞれの代表をメンバーとする体力向上推進委員会を組織し、今回の結果の詳しい分析と体力向上への取組について検討してまいりました。その結果、簡単でもよいので、運動の日常化を図っていくことが必要であるという結論に達し、遊びや授業ですぐに取り組みそうな運動を紹介した教職員向けのリーフレットを作成し、過日の体育主任会で配布したところでございます。

さらに、徒歩による通学についても、最近、保護者の自家用車での送迎が多くなってきている現状があります。背景には不審者等の不安もあることから、登下校時の地域の見守りの目を増やし、より安心してできる環境をつくるとともに、自力登校に向けて、学校、PTA、地域、子供たち自身が考え合う取組を進めてまいります。

・ゲーム障害について

【教育長】

本市の子供たちが、パソコン、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等を使用する時間は、同様に、議員御指摘のとおり、学年が進むごとに多くなり、昨年12月に、小学校3年生以上を対象に行ったアンケートでは、休日に3時間以上使う割合は、中学生で50%という結果でございました。また、やり始めるとなかなかやめられないと答えた児童生徒の数も、学年が上がるとともに増加傾向にあります。

こうした問題に対して、市教育委員会、PTA、学校の3者がそれぞれの立場でできることに取り組んでいく必要があるという考えで一致し、動き出しているところでございます。また、子供たち自身がルールを定めることについて、中学校生徒代表者会の開催も計画しております。

なお、家族が相談できる体制については、ゲーム障害に特化したものではありませんが、様々な相談を受ける子どもと親の電話相談を開設しておりますので、さらに周知をしてみたいと思っております。

・2022年度を目途に小学校5,6年生に教科担任制を導入することについて

【教育長】

昨年12月に中央教育審議会が取りまとめました、小学校5、6年生への教科担任制導入の方針及び意義については承知しております。

このことを実現させるためには、教員の教科指導の専門性をより高めるとともに、働き方改革につなげるという趣旨を受け止め、現在の教員定数の中で時間割が組めるかどうかという可能性を探っていく必要があると考えております。

現在、規模の大きな学校では、音楽、理科、家庭科の専科教員が配置され、英語の専科教員の導入も広がってきております。新年度、市内の1つの小学校で、学級担任がそれぞれの専門性を生かして、授業交換をして、一部教科担任制の実施を積極的に導入しようとしております。その取組を注視し、また、応援したいと思っております。

・小学校5,6年生と中学校1年生にパソコン1人1台の整備について

【教育長】

これからの社会を生きていく子供たちにとって、ICT環境を整備していくことは大変必要なことであると認識しております。

現在、安曇野市の小・中学校には、各学校にパソコン室があり、1



学級分35台のパソコンが配置されております。本年4月から小学校で始まるプログラミング学習の一部も、このパソコンを使って実施していく予定であります。また、既に中学校に導入されている電子黒板については、活用度が高く、授業の分かりやすさにもつながっているという効果が見えてきましたので、小学校での導入と活用に期待しているところでございます。

こうした現状を踏まえ、国のGIGAスクール構想でうたわれている児童生徒1人1台のパソコン整備については、安曇野市の現状を踏まえつつ、インターネット及び校内無線LANの整備費も含め、予算的な問題、ICT支援員等の配置、様々なクリアしなければいけない課題も多くあることから、慎重に検討を進めたいと考えております。

#### ・味覚教育について

##### 【教育部長】

本市では、現在、小・中学校のうち2校で手作り弁当の日を実践しております。子供たちが自分の力でお弁当を作ることで、自立性の足がかりとして調理の技術を身につけることはもちろん、食材を育てている人や、日々食事を用意してくれている家族への感謝の気持ちを持つなど、教育効果が報告されているところでございます。

議員からお話しいただきました効果、また、子供たちが味わいカードに記入した内容を給食センターに届けることで、給食の献立を見直したり、センターと子供たちの交流が生まれたりする効果があると聞いております。

味わいカードを用いた味覚教育の実践は、大変興味深い提案でございます。まずは、手作り弁当の日を実践している市内の学校に、この取組を提案してまいりたいと考えております。

#### ・市の小中学校のあり方について 適正配置

##### 【教育長】

今後の安曇野市立小中学校の活力ある学校の在り方検討につきましては、昨年10月から、教育委員会内部において検討を開始しております。参加されている4人の教育委員の皆さんは、全小中学校における授業の参観、そして、当該学校の校長をはじめ、教職員との意見交換を行う中で、それぞれの小中学校の現状や課題等を把握しておられました。

そこで、定例教育委員会終了後に、教育委員協議会を開催し、これまでに求めたい活力ある学校の姿はどうあるべきかといった具体的な検討を重ねてきております。また、2月17日には、外部から有識者をお招きして、小中一貫教育、義務教育学校制度をはじめ、活力ある

学校づくりの方策等について勉強会も行ってまいりました。

今後、小中一貫校等の先進地視察、また、市民や関係者にも意見、提言を求めながら、本年中に教育委員会として活力ある学校づくりの方策について、一定の方向性を定めてまいりたいと考えております。以上です。

#### 小中一貫校と適正配置は連動するのだろうか

【教育長】

先ほど、答弁させていただきましたとおり、今回のこの検討は、一部の地域、学校を対象とするものではなくて、少子化が進行する安曇野市において、全ての小中学校が今後、活力ある学校としてどうあるべきかを検討するものでありますので、様々な可能性があるかと、こんなふうに考えております。

また、望ましい学校規模であるとか、配置であるとか、そんなことについても盛り込んでいけたらなど、そんなことを考えております。

#### ・市教委と市PTA 連合会の懇談会について

【教育部長】

最初に、市PTA連合会との懇談会の進め方でございますが、安曇野市PTA連合会が各小・中学校PTAごとにアンケート調査を行い、質問、意見、要望について集約したものを事前に市教委へ届けていただき、それについて回答及び懇談を行うという形で、2年前から実施をしております。

内容は、通学路の安全、安曇野市コミュニティー・スクール、教職員の働き方改革、児童、教職員に関わるいじめやハラスメント問題、学校における情報モラル教育、教育の情報化、部活動、夏休みのプール開放等、多岐にわたりました。

意見交換する中で、市教委、PTAともに、取り組むべき課題として認識されたのが、子供とスマホやゲーム機等の電子メディアとの関わりについての課題でございました。

対応でございますけれども、さきのゲーム障害の問題に対する教育長の答弁と重なりますが、市教委、PTA、学校、それぞれの立場でできることを取り組んでいこうと考えております。

市教委では、安曇野ネットルールの内容について意見交換してほしいと願い、中学校生徒代表者会の開催を計画しているところでございます。PTAには、懇談会の場で、各単位PTAで、1つでもよいので、具体的に取り組む内容を決めて実践してほしいとお願いをいたしました。学校には、2月の校長会の折に、小学校では、学年の発達段階に応じた授業の実践をお願いいたしました。中学校には、生徒会を

中心に課題を掘り下げ、具体的な取組をつくり出していくことをお願いしたところでございます。

・赤ちゃん先生について

【教育長】

赤ちゃん先生の授業の開催状況につきましては、昨年度は小学校4校でしたけれども、本年度は中学校でも2校に広がり、小学校の4校と合わせて6校で実施が計画されました。

実施した教員や児童生徒の感想からは、命の大切さや親に感謝する気持ちが育まれていることが感じられ、改めて高い教育的価値を持つ授業である、このことを私どもも共通に認識をさせていただいております。

命の大切さに触れる狙いに迫るためにどのような学習活動を選択するかは、子供たちの実態を最もよく分かっている各学校が判断していることであるとの考えを持っておりますが、この赤ちゃん先生についても、同様に捉えております。

年に1回、各学校、市の費用で赤ちゃん先生を開くことはできないのか

【教育長】

赤ちゃん先生を招くために市で予算化してはどうかという御提案でございますけれども、先ほども申し上げたことではございますけれども、まずは教員がその意義、目的をしっかりと理解した上で、主体性を持って事業に位置づけてこそ十分な教育効果が上がるものと、このように考えております。

議員の幾度にもわたる質問、御提言の趣旨は十分に理解しておりますので、今後も赤ちゃん先生のよさを折に触れて紹介し、導入のための支援は続けさせてまいります。

・小中学校訪問「ようこそ市長さん」について

【市長】

私の政治姿勢としては、常々現場から学ぶということで、現場主義を貫いてきたつもりでございますが、できる限り現場に足を運んで、その状況を把握する中で、様々な取組、政策判断に生かしていかなければいけないという思いがございます。ようこそ市長さんにつきましては、その一環として私自身がふだん学校現場を視察させていただいて、未来を担う児童生徒との交流を深める機会として、御指摘のとおり、平成28年度からスタートをさせていただいて、現在7回実施をしてまいりました。

	<p>今年の1月には、三郷小学校にお邪魔をさせていただきました、来年度から小学校の教科となります英語の学習の様子、また児童会の活動の報告会などの様子を見させていただきました。この中で感じたことですが、英語学習では、児童が先生とともに非常に楽しそうに、机も腰かけもない広場という、教室の中をいっぱい使って、活発に活動しております、英語を学ぶということが大変楽しいというようなことや、そんな元気な子供たちを目の当たりにすることができました。</p> <p>また、児童会の報告につきましても、児童が、学校を今よりよくしようという一生懸命さに取り組んでいる、こんな様子に触れることができまして、大変ふるさとを担っていただく子供たちに頼もしさを感じたところでございまして、大勢の皆さんがよりはきはきして、そして、挨拶なんかも元気よくされていたということで、印象に残ったところでございます。</p> <p>学校の現状というものに対しては、その場に行かないと感じ取れないことなど、いろいろな発見ができるということでありまして、また、児童生徒たちの交流だけでなくして、現場での一線で活躍している校長先生や先生方の生の声を聞く機会としても、大変貴重な場であったというように捉えております。</p> <p>このように、私が学校現場に足を運ぶことで、子供たちの思いとか意見を直接聞いて、今後の政策の生かせるようなヒントがたくさんあるんじゃないかということを感じさせていただきました。まだまだ学校訪問をしていないところもございましてけれども、今後とも、学校とも調整を取りながら、できる限り多くの学校を訪れたいというように考えております。</p> <p>非常に積極的で活発な意見、児童の皆さんとの話し合いの時間を設けたんですが、どんどん手が挙がって、時間が不足をするくらいに活発な意見が出されていたというように感じております。</p> <p>を一層伸ばすことのできる多様な学びの場を広げていくことが、これからは必要であると考えております。</p>
<p>小林 陽子議員</p>	<p>○日展巡回展について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日展開催の意義、市としての意気込みは。</li> </ul> <p>【市長】</p> <p>日展は、我が国最大にして長い歴史を持つ団体でありまして、多くの優れた芸術家が所属をいたしております。日展が安曇野市のような地方の中の中小都市に巡回するということは、極めてまれなことだということに言われております。美術団体としての日展にとって、地方都市への巡回を行い、さらに事業を広めていく新たな方針等、安曇野</p>

市内の日展作家の尽力によって、このほどの日展の招致につながった  
というように捉えております。

また、御案内のとおり、荻原碌山や高橋節郎といった日展に関わる  
著名な芸術家が輩出をされたこと、また、豊科近代美術館の3期にわ  
たる増築工事の結果、この大きな展覧会を招致できるという規模にな  
ったこと、開催条件にかなうものだというございますが、大都市  
の美術館のように、日展を招致できる施設が安曇野にもあるという  
ことをございまして、美術を鑑賞することができることを全国にアピ  
ールする大変よい機会ではないかというように考えております。

この展覧会は、安曇野市制施行15周年記念として行わせていた  
だき、市及び市教育委員会は日展安曇野展に共催をして、主催者と協力  
して展覧会の開催に向けて準備を重ねてまいったところのございま  
す。引き続き、この展覧会が成功するように協力をしていきたいと思  
いますし、全国から大勢の皆さんが訪れると思いますので、ぜひ足止  
めといえますか、安曇野に滞在をしていただき、そして、宿泊等にも  
結びつけられるようなことを、それぞれ関係者が力を合わせて取り組  
んでまいりたいというように考えております。なお、歳入予算に計上  
してございますが、食用廃油につきましては1リットル当たり5円で業  
者に引き渡し、ペンキの原料などとしてリサイクルされております。

・入場者数の見込みと来館者の交通手段や駐車場確保等の対策準  
備は

【部長】

日展安曇野展の開催に当たりまして、主催者の安曇野文化財団で  
は、入場者見込みを1万人としております。日展来場者をお迎えする  
に当たり、会期中には、高橋節郎記念美術館での高橋節郎先生の過去  
の日展出品作品の展示のほか、日展のチケットの半券を持参すると入  
場券が割引になるサービスを、高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館、  
飯沼飛行士記念館、穂高陶芸開館で予定をしております。このほか、  
民間の美術館においても連携した事業を行うよう、現在調整を行って  
いると伺っております。

また、本庁舎1階東側のスペースにおいて、過去の日展出品作家に  
関わる小展示を予定しております。このように、美術館のほかでも日  
展安曇野展に関わる展示を行い、この展覧会の開催を盛り上げたいと  
考えております。

また、交通手段の関係でございます。

JR利用者につきましては、豊科近代美術館は駅から比較的分かりや  
すい場所にありますので、駅のほうへポスター、チラシをお願いして  
いると聞いております。

また、来場者の駐車場でございますけれども、近代美術館南側のほ  
か、豊科公民館駐車場やイオン豊科店の東側の駐車場、法蔵寺の駐車

場、また、土日、祝日には、安曇野赤十字病院など、民間施設もお借りしながら、多くの来場者をお迎えできるよう準備をしているところでございます。

・日展巡回展開催をチャンスとして今後の文化行政のあり方は

【市長】

日展安曇野展の開催を通じまして、芸術、文化を大切にす安曇野を、市の姿勢というものを全国内外に発信をするよい機会だというように捉えております。大きな企画展を行う経験は、今後の安曇野市の文化行政に役に立つというように考えておりますし、市内にも、先ほど部長のほうから答弁申し上げましたように、日展会員の皆さん、また、日展出品の作家の皆さんが何人かいらっしゃいます。発表の機会を待つ若手作家もいるというように聞いておりますので、今後とも、美術館施設の指定管理者である安曇野文化財団とともに、郷土作家の作品にも光を当てていける機会を設けていきたいというように考えております。

また、今回、日展の関係者とのつながりができることから、安曇野市や東京芸術大学との交流事業を行ってきていることなども踏まえまして、今回の日展安曇野展を一つの契機として、芸術文化の推進を図ってまいりたいというように考えています。

安曇野市には古くから伝わる民芸芸術伝統行事が行われておりますし、昨日、一志議員が質問をされた道祖神等、具体的な文化施設もでございますので、これらの活用というものも図っていくべきだというように思います。

市では、平成30年3月に、第2次安曇野市文化振興計画を策定をしたところでございまして、今後も、この計画に基づいて文化事業を進めてまいる考えであります。

・市内の美術館や記念館に市民や子供たちがもっと足を運ぶために何をしたらいいのか（再質問）

【市長】

これは、私は、次の時代を担う子供たちにどう興味を持ってもらうか、そして、それぞれの美術なり芸術に関心を持ってもらうかということが大切だと思います。

私ども、小学校の頃を振り返ってみて、必ず礪山美術館には遠足等でお邪魔をさせていただいた記憶がございますが、今、学校現場は大変忙しいというか、年間カリキュラムに先生方が追われているというようなこともお聞きをいたしておりますし、もう一つには、子供の移動のときに、何か事故が起きれば、責任を負わされるというような心

配があって、なかなかマイクロバス等を用意しなければ、例えば、この近くの学校であっても、2分の1成人式等も、常にこのマイクロを用意をして、安全対策を講じなければいけない。そして、保護者のほうからも、安全対策についての要望や、場合によったら訴えられるというような事例も発生しないとも限らないということでございます。

できれば、親子で触れ合う機会をしっかりとつくっていただいで、安曇野にはたくさんの美術館や文化施設がございますので、これらのところを巡回をしていただくなり、また、明日から休校になります。長い休みの間に、時間を有効に使うようなことを学校でも指示をしていただいたり、また、親子でも家庭の中でしっかり話をしていただいで、芸術文化の芽というものは小さいときから伸ばしていく必要があるんじゃないかということございまして、教育委員会のほうとも連携を取りながら進めなければいけない課題だというように捉えております。

#### ○小中学生のスポーツ推進の環境整備

・2020東京オリンピック・パラリンピック後もスポーツ振興熱の維持へ市の取組みは

【市長】

議員御質問にありますように、本年、2020東京オリンピック・パラリンピックが開催をされますが、このオリンピックイヤーに、市としても子供たちが参加するスポーツに関する重点事業、幾つか計画をさせていただいております。

まず、4月3日の聖火リレーでございますが、参加応募でオリンピックの機運を高めるだけでなくして、スポーツに関心を持っていただきたい、そして、スポーツ競技者の底辺拡大につながればと期待をしているところでございます。また、市では、2027年に長野国体のバレーボール開催会場とウエートリフティングの開催会場が内々定している状況でございます。新規の事業といたしましては、新年度予算、審議をしていただくことになっておりますが、バレーボールの国内のトッププレイヤーが所属をしますNPO法人ブレイボエヌプラスによって所属をする皆さん方、中学生のバレーボールの選手の育成教室を開催をさせていただく予定でございます。また、安曇野市スポーツ大使の有森裕子さん、来年度も中学生のアスリート体験授業をお願いをしているところでございます。

これらの事業を継続的に行っていくことによりまして、選手の育成強化やスポーツ競技の活性化を図ってまいりたいというように考えております。

市では、御案内のとおり、オーストリア共和国のホストタウンもご

ざいます。オリンピックでは、オーストリアカヌーチームを応援をさせていただきますとともに、大会後も明科の前川を活用した取組を継続をしていきたいというように考えています。

オリンピックの開催にとどまらず、大会後も「たくましい安曇野の子ども」、先ほど、教育長のほうからお話がありました、体力が弱っているというか、平均値よりも低いということは、大変私は憂うべき課題ではないかというように捉えております。この安曇野のような自然の中で体力が平均値より低いということは、極めて遺憾でありますし、問題ではないかということもござります。「たくましい安曇野の子ども」を育てていくためには、やはりスポーツ振興等を積極的に行っていく必要があるというように捉えています。

・様変わりするスポーツ環境下でも、たくましい子どもを育てるための課題の把握は

【教育部長】

最初に、子供たちにスポーツを指導している指導者の状況を少し説明をさせていただきます。

小学生が加入するスポーツ少年団が日本スポーツ少年団に加盟するには、指導者のうち、有資格者が2人以上必要とされております。

市内のスポーツ少年団65団体には、基礎的な講習を受けた認定育成員の資格を持った223人の方が、指導者として適切な指導を心がけていただいているとお聞きしております。

なお、毎年、市とスポーツ少年団の共催で、指導者や保護者を対象に指導者講習会を開催しており、本年度は2月13日に、信州大学の茅野理恵先生から、子育てとスポーツ指導を絡めたお話をお聞きしたと聞いております。

また、中学生の部活動につきましては、地域の方で、競技経験や指導者経験のある方に、外部指導者、または部活動指導員としてサポートをいただいております。外部指導者は教職員と一緒に指導に当たっていただき、今年度から始まった部活動指導員、こちらが単独での指導、引率が可能となっております。

課題といたしまして、中学生を含めましたスポーツ少年団等の地域のスポーツクラブへの加入状況でございますが、こちらは県下全国的に高い状況でございます。ただし、中学生の運動部への加入状況が低い状況となっております。また一方で、生徒の健康、安全、生活習慣の見直し、教師の働き方改革、効率的な部活動運営から、部活動の見直しを求められているところでございます。

本市でも、長野県スポーツ活動指針を参考に、市のスポーツ活動指針を検討しており、この中で、部活動の休養日の設定、1日の活動時



間等について、年度末までに方針を決定し、来年度から運用の開始を予定しております。

このような中で、中学校の部活動について、よりよいスポーツ環境、さらなる多様な環境を整えてまいりたいと考えておりますので、部活動指導員のさらなる活用、社会体育団体とのさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

・万が一の事故に際しては、どのような対処をされているのか

【教育部長】

保険の加入状況でございます。スポーツ少年団に加入している皆さんには、必ずスポーツ保険に加入をしていただいております。また、中学校の部活動は学校活動の一部でありますので、万が一、部活動中に何かあった場合、災害共済給付の対象となります。

・外部指導者が指導される場合の保険というのも、その中でしっかり担保されているということによろしいでしょうか

【教育部長】

外部指導者につきましては、教職員と一緒に指導に当たっていただいております。また、部活動指導員単独での指導、引率が可能ではございますが、どちらにいたしましても、学校行事、学校の活動の一部でございますので、共済の対象となります。

・ゲーム依存・スポーツ障害といった社会問題を踏まえた生涯学習、社会教育の推進策は

【教育部長】

小中学生を取り巻く環境について、生涯学習、社会教育として推進することについて、スポーツ推進の面と、また、子供の育成の面の両方から考えられるかと思えます。

まず、スポーツ推進でございます。

先ほど、市長がお答えしましたように、来年度は4月3日の聖火リレーの支援から始まり、2027年長野国体に向けて、バレーボールの国内トッププレイヤーによる中学生バレーボール選手育成教室を開催いたします。技術はもとより、選手として必要な心技体を学ぶことにより、選手の育成強化やスポーツ競技の活性化を図りたいと考えております。

また、部活動が制限される中、レベルアップを目指す選手が自由に教室に参加し、トッププレイヤーから技術指導を受けることにより、競技力を向上させ、部活動で生かしていただければと考えているところでございます。

	<p>また、子供の育成につきましては、子供たちの創造性の発揮、コミュニケーション能力の向上、自分自身の新たな発見などを目的として、来年度も体験型の講座の開催を予定しております。子供体験活動応援隊の行事カレンダーなどを参考に、教室、講座に参加していただきたいと考えております。夏休みには、昨年同様に、夏休み特集のカレンダーを作成する予定ですので、興味あるイベント、やってみたい教室などの御案内をいたしますので、参加していただければと思います。</p> <p>たくましい子供は、スポーツをすることでももちろん育まれますが、様々な体験をすることでも育まれるのではないかと考えているところでございます。</p>
井出 勝正議員	<p>○子育てを支援し、高齢者を大切にす安曇野に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食を無償化し、子育て世代の負担軽減を図ることについて【教育部長】</li> </ul> <p>学校給食法では、学校給食を提供する施設の整備に要する経費や運営に伴う人件費は、自治体が負担することを定めており、平成30年度でございますが、人件費に約1億4,000万円、4センターの運営費として、約1億5,400万円を学校給食センター運営費に充てているところでございます。また、学校給食の食材費等の経費は、学校給食法において保護者が負担することが原則と定められておりますので、一定のご負担をいただくことは必要であると考えております。また、経済的理由により支援を必要とする御家庭には、給食費も含め援助をさせていただいておりますので、現在のところ、給食費の無料化助成等は考えておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策を進めるために「子どもの貧困対策条例」を策定して子どもの貧困をなくす取り組みに付いて【教育部長】</li> </ul> <p>貧困状況の実態調査についてお答えさせていただきたいと思っております。</p> <p>市における子供の貧困状態の実態調査につきましては、他の人に実態を知られたくない、または答えたくないと思っている方も多くいると思われ、デリケートな問題であり、また主観的な部分も多く含まれるため、実施については非常に慎重にならざるを得ないと考えております。また、この件に関しましては、小・中学生を対象するだけではございませんので、福祉部等関係部署と調整を図りながら進めるべきと考えておりますが、現在のところ、調査の予定はございません。</p>

	<p>○オオルリシジミの飛び交う里、安曇野市へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オオルリシジミの生態を学ぶ環境教育を幼保・小中学校で一体的に進めたらどうか</li> </ul> <p>【教育部長】</p> <p>安曇野市の自然の象徴的存在でありますオオルリシジミの保護活動は25年を数え、旧堀金村時代から官民を挙げた保護活動が展開されてまいりました。国営アルプスあづみの公園には保護区が設けられ、保護団体や地元の皆さんの協力もあって、昨年はこれまでに見ない自然発生があり、たくさんのチョウが公園周辺を飛んでいたとお聞きしております。関係する皆さんの御努力に敬意を表する次第でございます。市内の小中学校では、安曇野の生き物を素材として様々な活動が行われております。オオルリシジミの継続的な学習や保護団体から幼虫の提供を受けて観察を続けている学校もあります。また、地域特産の天蚕の飼育を続けている学校や、ウマノスズクサという植物を育て、それを食草とするジャコウアゲハを飼育している学校もありますので、こうした各校での展開されている地域素材の学習を、まず大事にしていきたいと考えております。</p> <p>また、市では、ちくに生きものみらい基金を通じてバスの運行を行い、学校教育の中で安曇野の自然に直接触れる機会をつくってまいりました。令和元年度では13台のバス運行を行い、約800人の児童・生徒に安曇野の自然のすばらしさを伝えることができました。この中には、オオルリシジミの発生地の観察を行った学校もございました。幼保小中高で一体的に進める取組は大変魅力的ではございますが、その枠組みを用意することよりも、今、展開されている小中学校での活動を充実させ、子供たちがオオルリシジミだけではなく、安曇野の多様な自然に目を向けるような活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。</p>
<p>増田 望三郎議員</p>	<p>○これからの不登校支援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の不登校児童生徒数の経年変化と不登校支援に対する評価</li> </ul> <p>【教育長】</p> <p>最初に、本市の不登校児童生徒の経年変化について説明いたします。</p> <p>平成25年度と平成30年度とを比較すると、小中学校全ての不登校児童生徒の数は、126人から142人と16人増加しており、小学校で13人増、中学校で3人増と、残念ながら増加に歯止めがかからないのが現状でございます。これを在籍比で見ると、同様に増加はしておりますけれども、この数値は平成30年度全国平均値よりは若干高くなっておりますが、長野県平均値より小・中とも低い状況でございます。</p> <p>市では、校内中間教室や市の中間教室の設置、不登校支援コーディネ</p>

ネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを派遣して、個々の事例に対応させていただいてまいりました。その結果、数値の上では減少とはなっておりませんが、家に引きこもってしまうようなケースはほんのわずかで、ほとんどの児童生徒が学校や中間教室とつながることができております。その取組の結果、通常登校できるようになった児童生徒もおります。その意味で、一定の成果を上げていると捉えております。

・文部省通知から「学校復帰」の文言が削除されたことの意味するもの

【教育長】

議員の御説明のように、令和元年12月25日に文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が発出されました。これは全国的に不登校児童生徒への様々な支援をしてきている中で、その数が減少せず、高い数値を示していることから、平成30年12月から始まった不登校に関する調査研究協力者会議及びフリースクール等に関する検討会議において、法の施行状況について検討を行い、令和元年6月に出された議論の取りまとめを踏まえ、不登校施策について整理し、今後の基本的な考え方をまとめたものであります。

最も大きな変更点は、これまでの支援は学校復帰を前提としたものでしたが、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す点に方向転換したことだと、このように捉えております。

・市教委はこの通知をどう受け止めているか

【教育長】

本市においては、居住する住所に応じて進学する学校を指定し、義務教育を受けていただくよう、保護者に対して通知を出しております。これを受けて、保護者及び本人が入学時において、または、その後の学校生活を送る中で、様々なお考え、事情が生じ、指定した学校ではなく、フリースクール等の民間施設の利用を選択されるケースがあることも、これは事実でございます。

これらの実態とさきの文部科学省の通知を受け、子供の社会的自立を目標とした取組を、本市においても検討するときに来ていると、このように受け止めております。

・もう一度教育長の認識を再度聞かせてほしい

【教育長】

様々な子供たちのニーズに応じていく、そのために、様々な学ぶ場所も用意されるべきだというお考え、これは私も、現在の状態を把握

すれば当然出てくることだと思えます。しかしながら、今、私どもは、義務教育として、この17小・中学校を様々な意味で魅力のある、そして、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばせる、発揮できる、そういう学校にしようと、今、一生懸命取り組んでおります。そういう意味では、義務教育という枠組みの中ではございますけれども、安曇野市内の全ての子供たちがその中で精いっぱい自分の力を発揮し、未来に向かって可能性を開かせていける、そういう学校をつくっていきたいと思えますので、それ以外の学ぶべき環境も併せて考えていくということには、まずは、私の立場からは、17小・中学校の学校づくりに全力を挙げていくと、こういう考えに変わりはありません。

・子どもたちの「社会的自立」に向けて多様な教育機会充実のための支援を

校内中間教室、教育支援センターのあり方

【教育長】

安曇野市内、全ての小中学校に校内中間教室、または、その機能を有する教室がございます。その学校の学級には入れないけれども、学校へは行くことができる不登校の児童生徒を受け入れ、学力保障と学級復帰を目指した自立支援を行っております。

一方、市の教育支援センターけやきは、市内の小中学校の不登校の児童生徒を、本年度は21人受け入れております。ここは学校への復帰を目標にしていますので、学校との丁寧な連携を行っています。また、学校で行われる該当児童生徒の支援会議には、けやきのスタッフが必ず参加し、また、学校の担任教師は時々けやきに足を運び、子供と話をしたり、活動の様子を見ていただいたりしており、センターと学校とは密接に連携を図っております。本年2月までに2人が学校復帰をするなど、当センターは不登校の子供たちにとって極めて重要な役割を担っております。

さきの文部科学省通知によれば、教育支援センターは不登校児童生徒への現在の受け皿の役割に加え、社会的な自立に向けた支援の中核となる役割も求められると、このように認識をしております。

安曇野市では、現在、校内中間教室と市の中間教室の指導者が月1回集まり、不登校対策推進チーム連絡会を開いております。そこでは個々の子供への支援の状況について情報交換をしたり、県立こども病院の療育支援部の方、あるいは、作業療法士の方を招いた研修会等も実施しております。これらは一人一人の子供たちの学校復帰はもちろんなんですけれども、それだけに限らず、それぞれが自立して生きていくための支援がどうあったらよいかということ、支援する者が共

通の専門的な力を高めるために行っているわけであります。

こうした現在ある仕組みや取組は一層充実を図る必要があると思っておりますし、これを基盤にしながら、子供たちの社会的自立を育むセンター的な機能も担っているというふうに思いますので、その在り方について、今後も検討していきたいというふうに思っているところでございます。

・民間教育施設について、今果たすべき役割をどう考えているか

【教育長】

本市の小・中学生の中で民間施設等を利用している児童生徒は、本年2月末現在で22名おります。施設の支援内容は、学習に重点を置いたもの、子供の自主的な活動に重点を置いたもの、療育に重点を置いたものなど、それぞれ異なっておりますが、共通して言えることは、様々な事情があるにせよ、最終的に保護者や子供自身が各施設を選択しているということではないかと思っております。その意味で、それぞれの児童生徒の願いに応じた受け皿としての役割を担っていただいていると、このように捉えております

改めて、安曇野市教育委員会は多様な子供たちの個性、能力を最大限に伸ばすことのできる魅力ある学校づくりにより一層努力し、義務教育の使命、役割をしっかりと果たしていく決意を新たにしているところでございますけれども、一方、今回のこの文部科学省通知を受けて、民間施設を運営されている皆様方にも、その民間施設をあえて選択された保護者や児童生徒の願いや希望、これにぜひ応えていただきたいと、こんな願いを持っております。

つまり、義務教育段階であれば、その時期に身につけなければならない様々なことがしっかりと学べるように、そして、小学生であれば中学校へ、中学生であればさらに高等学校など進学であるとか、あるいは、適正に応じたその先の進路を切り開いて、社会に出て真の自立を実現する、そこまで見据えた支援をする力を、そして、魅力ある施設をぜひつくっていただきたい。

さらに、地域においてもその学校の存在をしっかりと理解していただいて、そして、地域もみんなが応援する、そういう施設であれば必要だなというふうに思われるような施設づくりに、これまで以上に力を尽くしていただきたいと、私は期待を申し上げたいと思っております。

・市のガイドラインも「学校復帰」のないものに改まるのか

【教育長】

現在、さきの文部科学省の通知を受けて、市のガイドラインの内容

を検討し、改定を進めているところでございます。児童生徒が民間施設を利用している意味を大切にしなければならないというふうに考えております。

今、御指摘の出席扱いとする要件についても示していきたいと思っておりますが、学校復帰を前提としたものという考えに、もうもはやこだわることはないということは思っておりますけれども、少なくとも義務教育を受けていただく学齢にふさわしい教育がなされているのかどうかとか、あるいは、在籍校との密接な情報共有であるとか、連携があるかどうか、そんなことが必要ではないかと思っております。

- ・各校教育委員会と民間教育施設との連携についてはどうでしょうか

【教育長】

現在の学校と民間施設との連携の状況は、施設により異なっております。月末に施設への通室状況や活動の様子を定期的に丁寧に学校に伝えているところ、学校の支援会議に施設の職員も参加するところなど、熱心に情報共有を図り、連携を図っていただいているところがありますけれども、連絡がほとんどないところもございます。施設の利用の仕方も様々で、施設だけを利用している子供も、学校と施設両方を利用している子供もあります。また、現在は施設を利用しているけれども、いずれ学校に戻りたいと考えている子供などもいるわけです。

こうした多様な状況を踏まえたとき、学校復帰を前提とする、しないに関わらず、子供を真ん中に置いて、どうすればその子の社会的自立がなされていくのか、学校でできること、施設でできることを考え合い、協働して取り組んでいくことが必要であると考えています。具体的には、先ほども申し上げましたように、定期的な学校と民間施設との交流がぜひとも必要であるというふうに思います。先ほど述べたとおりに、既にそのことができている施設もありますけれども、そうでない施設もあり、全部の施設に学校との定期的な情報交換や支援会議に出席していただくなどの具体的な連携が必要であるというように考えております。

いずれにしても、本市の大切な子供たちの現在及び未来について責任を負うという点は、学校もフリースクールもベクトルは同じであるべきだと、このように思っております。

- ・この民間教育施設がやろうとしている中身が、本当にその民間施設のガイドラインにも沿うようなものになるのかということ

の突っ込んだ中身、この対話を市教委にお願いしたい。

【教育長】

もちろん、その対話を拒んでいるわけでもございませんし、今後は一層の連携、協働が必要であるというふうに、先ほども述べたとおりでありますので、ガイドラインも改めて方向性をお示ししますし、行政に求めるということだけではなくて、お互いが目指す方向は、これは子供の自立、それについてお互いが責任を負うという、この1点については間違いなく一致するところでありますので、それに向けての新たな歩みはこれから当然やっていくべきだと考えております。

・学校は、社会的自立に向けて力をつける場になっているか

【教育長】

本市の児童生徒には、自分の体、頭、心を働かせて、自主的、主体的に自ら動く姿を目指して、このたくましい安曇野市の子供を育ていきたいと、このように考えて、今、実践をしているところであります。

しかしながら、本定例会で既に何人かの議員の皆様から御質問を頂いて、答えておりますように、幾つかの課題も見えてまいりました。また、まだまだ不十分な点は個々にはあるかと思えます。それについては、以前も御質問にお答えしましたがけれども、常にそのとき、そのとき、学校との対話を通して改善していく努力を続けていくということは、お約束したとおりでありますけれども、いずれにしても、この課題解決を図るに当たっても、子供たちの社会的な自立を目指す教育に取り組んでいく必要は、今まさにあるというふうに認識しておりますので、健康な体、自分で進んで考え、判断する力、他者とのコミュニケーション力の向上などを重点として、今後とも取り組んでく所存でございます。

・最後に、2点伺います。

1つは、今回の文科省通知を学校側ともしっかりと議論していただいて、学びの場は学校だけではないという時代が来ていることを議論し始めていただくことです。市教委として民間施設への支援を今後どう取り組んでいくか、このことについて、1点お聞きします。17校をしっかりとやるということはもちろんなんですけれども、それと同じように、安曇野の子供たちをどう、そのフリースクールの中で支援していくか。

2つ目は、1問目で取り上げた、幼児期における自然保育からの小学校への接続、先ほど市長から答えていただいた学校への期待について、教育長はどう受け止めますか。この2点をお願いします。



	<p>【教育長】</p> <p>本市では、これまでも学校と民間施設とはしっかりと連携して、子供の自立を支援している部分もあるわけですが、この度の文部科学省通知の意味を受け止め、さらにそれを充実させていきたい。まずは、学校と施設が子供を真ん中に置いて、情報共有をする場を持つことの検討を始めていきたいと思います。</p> <p>公的な支援につきましては、保健関係の諸検査の費用は、これまでどおり負担してまいります。安曇野の子供は全て大切な未来の宝であると考えておりますので、財政的な支援ばかりではなくて、例えば安曇野市立の小・中学校を含めた公共施設を利用したいであるとか、あるいは、住民との交流を図りたいというような御相談やお申出があれば、これまでも行ってきているところではありますけれども、協力や支援は惜しまないつもりであります。</p> <p>次に、主体性を育む小・中学校の教育についてでございますけれども、御承知のように、この4月から小学校で、中学校では来年の4月から、新しい指導要領が実施されますけれども、そこで求めていることは、子供たちの主体的、対話的な学びです。そのことを、まずは教育現場とともに進めてまいりたいと思います。</p> <p>そして、先ほど市長が申しあげましたように、それを実現させるためには、幼保小中の縦の連続性、それと、私はさらに地域と連携した横への広がり、この両面からのアプローチが必要であると思います。</p> <p>縦の連続性については、もう既にここでも述べられているように、この豊かな自然の中で特色ある幼児教育を進めていくと、それをこれまで以上に小・中学校へもつなげていける積極的な取組をしたいということです。また、横の広がりにおいては、現在ある安曇野市コミュニティスクールの仕組みをさらに進めて、各学校ごとに地域との連携、協働を一層強化していかれるような、そういった仕組みづくりも進めたいと考えております。</p> <p>これら、これから目指したい学校教育については、グランドデザインとしてお示しをさせていただきよう、準備を進めているところでございます。</p>
<p>林 孝彦議員</p>	<p>○穂高プール後とまちづくり会館等公共施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール廃止後の代替えについて現状と今後の取り組み</li> </ul> <p>【教育長】</p> <p>学校プールにつきましては、活用時期が限られてはおりますけれども、児童生徒が水に親しみ、水中での運動の経験を積み、健康、安全について学ぶ大切な学校施設であり、市教育委員会としては一校一プールを維持し、天候等の安全は十分確認した上で、最大限活用していくことが必要であるというのが、現在の考えでございます。</p>

学校プールを市民にも開放できるかということにつきましては、これまでも教育部内で検討した経過がございますので、教育部長から申し上げさせていただきます。

【教育部長】

今までも何度か説明してまいりましたが、小学校学校プールの市民への開放の検討結果について、まず御説明をさせていただきます。

開放するとなりますと、救助等の教育を受けました監視員の配置が必要となります。そのための研修費等を含めると、一プール約1か月の運営委託で約400万円の経費がかかる見込みだと聞いております。

また、使用するとなれば安全性の確保が重要でありますし、更衣室等の改修も必要となります。それに加え、近年の猛暑にも対応できる水温調整機能も不可欠と考えます。これらを踏まえまして、学校プールの開放につきましては、非常に難しいとの結論に達しているところでございます。

また、先ほど市長からも申し上げましたが、穂高プールの現状及び今後の方針については、市民説明会、また議会でも説明をさせていただく中で、議会にお認めをいただき廃止ということになっております。また、今申し上げました学校プール開放も含めた穂高プールの代替案につきましては、市としても検討いたしました。代替にならないということで、無理であるということ、今までも議会、市民説明会でも説明してきたところでございます。

それと最後となりますけれども、今、議員のほうから、私が説明会の中で意見を聞く意味がないとおっしゃったということでございませうけれども、これは昨年2月、穂高プールの廃止が決まった後の報告会で、その中で私が言った言葉は、プール本体についての計画がない状態で話合いの場を設けても、意味のないものになってしまうのではないかとお答えさせていただいたところでございます。これは市として廃止が決まった穂高プールに代わる計画が全くないということをお伝えさせていただいたものでございます。

・小・中学校の再配置計画について現状と今後の取組について

【教育長】

このことにつきましては、昨日の平林議員の御質問にも答弁をさせていただいておりますので、同じ内容となりますが、よろしく願いいたします。

少子化が進行する中で、安曇野市内の全ての小・中学校が活力ある学校として今後もあり続けるためには、どういった方策が有効なのかにつきまして、教育委員協議会をほぼ月1回のペースで開催し、鋭意

検討を重ねているところでございます。

小・中学校の望ましい学校規模や配置の在り方につきましても、そのまとめの中に盛り込んでいくことを考えております。

3 全員協議会 平成 31 年度予算説明 2 月 27 日 (木)

4 福祉教育委員会 (補正予算説明) 2 月 25 日 (火)

〃 (当初予算説明) 3 月 11 日 (火)

5 議案等の審議結果について (教育委員会関係)

(1) 以下の議案 4 件 (関連議案含む。) については、原案どおり可決 (3 月 19 日) されました。

議案第 8 号 安曇野市博物館の一部を改正する条例

議案第 9 号 飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 令和元年度安曇野市一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 22 号 令和 2 年度安曇野市一般会計予算

<b>報告第2号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市生涯学習推進市民会議委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱第3条により別紙の者を「安曇野市生涯学習推進市民会議委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)の推進及び取組状況の点検、評価等を行うため、安曇野市生涯学習推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 計画に関する事業の進捗確認に関すること。</p> <p>(2) 計画の推進に向けた重点施策に関すること。</p> <p>(3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 社会教育関係者</p> <p>(2) 生涯学習団体の代表者</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱する者</p> <p>別紙のとおり 12名</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任 期：令和4年3月31日まで</p>

安曇野市生涯学習推進市民会議委員

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

◎安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱に基づき任期は2年、委員の定数は15人以内

No	氏名	選出区分	再・新	職歴関係	備考
1	高橋 みち子	社会教育関係者	再任	豊科芸術文化協会会員 安曇野いけばな協会副会長	
2	山崎 浩	社会教育関係者	新任	豊科東小学校わいわいランド コーディネーター 豊科公民館サポート委員	
3	鳥羽 将司	社会教育関係者	新任	元新屋地区公民館長 前豊科公民館サポート委員	
4	荻原 義重	学校教育関係者	再任	元教員	
5	筒井 年恵	学校教育関係者	新任	元教員	
6	柿本 豊	社会教育関係者	新任	元警察官 元狐島区公民館長	
7	千國 寛一	社会教育関係者	再任	元安曇野市代表監査員 元一日市場区長	
8	山崎 敦子	学校教育関係者	再任	元教員	
9	猿田 みさ子	社会教育関係者	新任	元安曇野市職員	
10	丸山 明男	社会教育関係者	再任	前堀金地域区長会長	
11	浅見 郁子	社会教育関係者	再任	前明科公民館長	
12	幅 修一	学校教育関係者	再任	元教員	

<b>報告第3号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市人権教育推進委員会委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市人権教育推進委員会設置規則第3条により、各区及び団体等から推薦された別紙の者を「安曇野市人権教育推進委員会委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育推進委員会設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 安曇野市における人権教育の推進を図るため、安曇野市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 この委員会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 人権教育の推進・徹底に関すること。</p> <p>(2) 各地域における人権教育推進組織の育成・強化に関すること。</p> <p>(3) 各人権教育推進組織相互の連携に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 108人（地区選出 98人、団体選出 10人）</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任 期：令和4年3月31日まで</p>

安曇野市人権教育推進委員会委員名簿

任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日

令和2年4月23日開催

安曇野市教育委員会 4月定例会 差替え資料

(敬称略)

○地区選出

	地区名	氏名	備考
1	上鳥羽	逸見 直光	
2	下鳥羽	遠藤 一公	
3	本村	角谷 康人	
4	吉野	大野 勇司	
5	成相	木内 秀雄	
6	新田	丸山 秋雄	
7	寺所	宮下 義秋	
8	踏入	山本 貴史	
9	新屋	鳥羽 賢治	
10	細萱	丸山 恭子	
11	殿村	峯村 幸男	
12	重柳	小林 和博	
13	真々部	中楨 卓幸	
14	たつみ原	武川 洋一	
15	飯田	和田 正雄	
16	下飯田	竹内 義夫	
17	中曾根	宮澤 辰幸	
18	熊倉	中島 義朋	
19	アルプス	百瀬 陽子	
20	徳治郎	小倉 行雄	
21	田沢	望月 正裕	
22	小瀬幅	小林 誠	
23	大口沢	市川 進	
24	光	長崎 康成	
25	桜坂	坂井 定子	
26	矢原	中嶋 勝彦	
27	白金	横川 一宏	
28	等々力	等々力 英介	
29	神田町	望月 利郎	
30	等々力町	大内 善司	
31	穂高町	今井 明	
32	大門	太田 敏光	
33	本郷	柘植 文男	
34	西原	奥村 一基	
35	田中	内川 俊行	
36	上原	日塔 仁	
37	橋爪	小野 徹男	
38	耳塚	林 真基	
39	富田	猿田 平八	
40	豊里	高山 公明	
41	嵩下	永野 明彦	
42	小岩嶽	堀内 邦昭	
43	新屋	小林 由明	
44	古厩	畠山 順和	
45	宮城	玉田 和広	
46	立足	平林 隆男	
47	牧	田中 吉弘	
48	塚原	浅川 義明	
49	久保田	藤原 功良	
50	柏原	山本 龍三	
51	柏矢町	西村 幾雄	
52	狐島	高橋 晋司	
53	青木花見	和田 博	
54	島新田	山本 泰男	
55	北小倉	大倉 武雄	
56	南小倉	中田 達夫	
57	東小倉	林 猛志	
58	室町	帯刀 佳郎	
59	野沢	鈴木 弘雄	
60	上長尾	中村 弘通	

	地区名	氏名	備考
61	下長尾	林 成年	
62	楡	小松 孝彰	
63	住吉	熊井 智章	
64	七日市場	北原 輝義	
65	一日市場	山岡 豊美	
66	二木	手塚 雄二	
67	及木	高山 秀	
68	中萱	多田 實	
69	岩原	百瀬 新治	
70	倉田	遠藤 眞喜雄	
71	上堀	小林 克典	
72	中堀	小平 博章	
73	下堀	金井 健至	
74	扇町	有賀 一人	
75	小田多井	丸山 巧	
76	田尻	茅野 基	
77	田多井	猿田 典宏	
78	中条	鈴木 英夫	
79	北村	山崎 三夫	
80	天神原	小松 公平	
81	宮本	森田 寿雄	
82	中耕地	小松 三夫	
83	町	横山 正	
84	明科第一	岩渕 宗明	
85	明科第二	岩渕 昭夫	
86	明科第三	石井 秀夫	
87	大足	瀧澤 進	
88	潮南	関 秀一	
89	潮北	太田 俊幸	
90	潮沢	柳沢 裕太	
91	木戸生野	一志 正人	
92	上押野	内川 武治	
93	下押野	矢花 敏明	
94	塩川原	堀内 千博	
95	原	川窪 美信	
96	荻原	山崎 政俊	
97	中村金井沢	遠藤 収示	
98	小泉	幅 高志	

○団体選出

	団体の区分	氏名	備考
1	高齢者・障がい者関係	増田 早苗	
2	高齢者・障がい者関係	布山 昌徳	
3	高齢者・障がい者関係	青柳 和義	
4	同和問題関係	竹内 直人	
5	女性の人権関係	降旗 幸子	
6	子どもの人権関係	福田 紀久子	
7	子どもの人権関係	板花 利美	
8	外国人の人権関係	中村 隆宣	
9	企業人権教育推進協議会	丸山 恭弘	
10	学校人権教育推進協議会	坂模 邦章	



<b>報告第4号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 臼井 直美

タイトル	安曇野市人権教育指導員の委嘱について
報告を要する事項の内容	指導員の委嘱
要旨	<p>安曇野市人権教育指導員設置規則第4条により、別紙の者を「安曇野市人権教育指導員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育指導員設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 人権教育の振興を図るため、人権教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 指導員は、人権教育に関する指導及び助言又は人権教育団体の育成に関する事務に従事する。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 指導員の定数は、99人以内とする。</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 健康で、かつ、活動的であること。</p> <p>(2) 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。</p> <p>(3) 住民から信頼される者であること。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 指導員は、再任することができる。</p>
説明	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 54人</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任 期：令和4年3月31日まで</p>

安曇野市人権教育指導員名簿

任期: 令和2年4月1日～令和4年3月31日

令和2年4月23日開催  
安曇野市教育委員会 4月定例会 差替え資料

(敬称略)

	地域	氏名	備考
1	豊科	深澤 武博	
2	豊科	井口 一男	
3	豊科	村松 邦彦	
4	豊科	岡村 富佐雄	
5	豊科	小林 至	
6	豊科	山岸 彰	
7	豊科	小林 清登	
8	豊科	古幡 崇憲	
9	豊科	森岡 茂美	
10	豊科	吉田 千秋	
11	豊科	森山 昭	
12	豊科	小野 照武	
13	豊科	中野 知恵	
14	豊科	水谷 功明	
15	豊科	折野 公昭	
16	豊科	丸山 茂	
17	豊科	久保田 日出雄	
18	豊科	小倉 一郎	
19	豊科	岩渕 好男	
20	豊科	佐藤 哲夫	
21	豊科	長谷川 正人	
22	豊科	穂苅 秀憲	
23	穂高	大平 義郎	
24	穂高	降旗 良治	
25	穂高	大倉 嘉郎	
26	穂高	清水 均	
27	穂高	二村 達夫	
28	穂高	高橋 壯夫	
29	穂高	望月 文規	
30	穂高	斉藤 昇三	
31	穂高	筒井 年恵	
32	穂高	丸山 福一	
33	穂高	平沢 重人	
34	穂高	中田 光男	
35	穂高	古幡 栄一	
36	穂高	神谷 哲彦	
37	三郷	曾根原 孝和	
38	三郷	今村 勝人	
39	三郷	松村 淨	
40	三郷	山崎 敦子	
41	三郷	三澤 晴男	
42	三郷	秋田 敬典	
43	三郷	二木 治樹	
44	三郷	伊藤 可主也	
45	三郷	藤松 伸二郎	
46	三郷	丸山 信夫	
47	三郷	中村 真市	
48	堀金	平倉 勝美	
49	堀金	百瀬 新治	
50	堀金	亀井 智泉	
51	堀金	清澤 栄三	
52	堀金	三澤 一子	
53	明科	大澤 慶哲	
54	明科	佐々木 一生	

<b>報告第5号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 小穴 哲丸

タイトル	安曇野市公民館サポート会議委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>サポート委員の鳥羽將司委員が諸事情により令和2年3月31日をもってご退任されたため、安曇野市公民館サポート会議設置要綱第3条の2により、残任期間を豊科公民館長から推薦のあった笠井宏氏を「公民館サポート会議委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市公民館サポート会議設置要綱抜粋】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民の身近な地域における公民館事業を活性化するために、安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）別表第1に規定する分館（以下「分館」という。）に、公民館サポート会議（以下「会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事業を行なうものとする。</p> <p>(1) 分館事業推進のための計画立案に関すること。</p> <p>(2) 分館事業の実施に関すること。</p> <p>(3) その他会議の目的達成のために必要と認められること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、公民館事業に関する知識又は経験を有する者のうちから、分館の館長（以下「公民館長」という。）の推薦により、安曇野市教育委員会が委嘱する委員10名以内で組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱する者</p> <p>笠井 宏</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任 期：令和3年3月31日まで ※残任期間</p>

<b>報告第6号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長)山口 尊礼

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第5条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「安曇野市青少年センター運営委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (運営委員会) 第5条 センターに青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 2 運営委員会は、青少年センター運営委員（以下「運営委員」という。）15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 青少年健全育成団体関係者 (2) 防犯団体関係者 (3) 学識経験者 (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者 (5) その他教育委員会が必要と認める者 3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 運営委員は、第3条各号に定める業務の企画及び運営を行う。</p>
説明	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 団体選出10人 交付日：令和2年4月1日 任期：令和4年3月31日まで</p>

令和2年度 青少年センター運営委員名簿

番号	氏名	任期	備考
1	5/17選任予定	R2.4.1～R4.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会
2	5/17選任予定	R2.4.1～R4.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会
3	塩原 幹男	R2.4.1～R4.3.31	明科地域青少年育成市民会議
4	丸山 繁子	R2.4.1～R4.3.31	明科地域青少年育成市民会議
5	大塚 元子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野地区保護司会
6	百瀬 陽子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野地区保護司会
7	市川 節子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市更生保護女性会
8	丸山 みどり	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市更生保護女性会
9	伊藤 可主也	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市民生児童委員協議会
10	小林 富士夫	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市民生児童委員協議会
11	降旗 幸子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会
12	三好 さき子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会

職員

平林 洋一	所長	教育委員会 教育部長
臼井 隆昭	次長	教育委員会 生涯学習課 課長
山口 尊礼	一般職員	〃 社会教育担当
池田 安宏	社会教育指導員	〃 社会教育担当
曾山 光恵	非常勤職員	〃 社会教育担当

<b>報告第7号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年4月23日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 山口 尊礼

タイトル	青少年委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第7条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「青少年委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 広報及び啓発に関すること。 (2) 青少年相談に関すること。 (3) 街頭巡回活動に関すること。 (4) 社会環境浄化に関すること。 (5) 青少年支援活動に関すること。 (6) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務 (青少年委員) 第7条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員を置く。 2 青少年委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。 3 青少年委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。</p>
説明	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 団体選出 20人 交付日：令和2年4月1日 任期：令和4年3月31日まで</p>

## 令和2年度 青少年委員名簿

番号	氏名	所属団体	任期	備考
1	澤野 哲也	重柳地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
2	中野 寛史	桜坂地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
3	平井 満	熊倉地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
4	高木 雅雄	新田地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
5	金原 伸明	古厩地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
6	内川 佳苗	等々力町地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
7	等々力 和泉	等々力地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
8	稲垣 千史	立足地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
9	千野 恵子	下長尾地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
10	宇治 勝	中萱地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
11	飯田 忠男	榆地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
12	小原 隆男	七日市場地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
13	黒岩 和彦	下堀地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
14	尾日向 芳雄	岩原地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
15	藤原 義則	小田多井地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
16	福田 真樹	上堀地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
17	坂中 夏子	中耕地地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
18	小林 由江	みどりヶ丘地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
19	藤原 歩美	明科第三地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
20	手塚 美緒	潮北地区子ども会育成会	R2.4.1~R4.3.31	
21	手塚 宏孝	安曇ライオンズクラブ	H31.4.1~R3.3.31	継続
22	岩垂 由美子	明科ライオンズクラブ	H31.4.1~R3.3.31	継続

<b>報告第 8 号</b>	教育部 生涯学習課
令和 2 年 4 月 23 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 布山 幸子

タイトル	安曇野市スポーツ推進委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>スポーツ基本法第 32 条および安曇野市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条により、スポーツ推進関係団体等から推薦された「スポーツ推進委員」について委嘱したので報告します。</p> <p>○スポーツ基本法 抜粋 (スポーツ推進委員)</p> <p>第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体においては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的望望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。</p> <p>2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体においては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。</p> <p>○安曇野市スポーツ推進委員に関する規則 抜粋 (委員の職務)</p> <p>第2条 委員は、スポーツ基本法の定めるところにより、本市におけるスポーツ推進のため、次の職務を行う。</p> <p>(1) 市民に対し直接スポーツの実技指導を行うこと。 (2) 市民のスポーツ活動の促進のため、組織の育成を図ること。 (3) 学校、公民館等の教育機関その他の行政機関で行うスポーツ行事又は事業に協力すること。 (4) スポーツ団体、青少年、婦人その他の行政団体で行う行事又は事業に協力すること。 (5) 前各号に定めるもののほか、本市のスポーツ推進のために必要な事業</p> <p>(委員の定数及び任期)</p> <p>第3条 委員の定数は、30人以内とする。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 30人</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任 期：令和4年3月31日まで</p>



## 安曇野市スポーツ推進委員名簿

\*任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日

\*「◎」印は地域代表

	地域名	氏名	備考
1	豊科	◎ 望月 健保	
2	豊科	丸山 義春	
3	豊科	望月 武晴	
4	豊科	逢澤 玲子	
5	豊科	増澤 健	
6	豊科	石川 貴恵	
7	穂高	◎ 眞嶋 善昭	
8	穂高	水口 朋巳	
9	穂高	細野 築三	
10	穂高	二見 里香	
11	穂高	巢山 敦子	
12	穂高	越原 範子	
13	三郷	◎ 松田 久雄	
14	三郷	布山 まゆみ	
15	三郷	久根下 直敏	
16	三郷	岡里 正成	
17	三郷	齋藤 ゆう子	
18	三郷	丸山 美樹	
19	堀金	◎ 下川 充弘	
20	堀金	浅野 昌也	
21	堀金	加々美 真弓	
22	堀金	古畑 やよい	
23	堀金	一志 裕之	
24	堀金	井澤 大成	
25	明科	◎ 赤羽 利夫	
26	明科	遠藤 正美	
27	明科	丸山 繁	
28	明科	石田 和子	
29	明科	丸山 俊樹	
30	明科	小林 忍	

◎スポーツ基本法第32条に基づき教育委員会が委嘱する。

◎安曇野市スポーツ推進委員に関する規則に基づき任期は2年、委員の定数は30人以内とする。

◎経験年数は、令和2年3月31日現在

◎委員構成は、男性17名 女性13名

<b>報告第9号</b>	教 育 部 文 化 課
令和2年4月23日提出	(課長)山下泰永 (担当係長)三澤新弥

タイトル	任期満了に伴う博物館協議会委員の選任について
	委員の選任に係る報告
要旨	令和2年3月31日任期満了となる博物館協議会委員を、令和2年4月1日付で任命するもの。(3月定例会において未定であった委員について、安曇野市校長会の推薦により報告) 任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日
	<p>【安曇野市博物館条例抜粋】</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

博物館協議会委員 任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

選出区分	氏名	住所	新再	備考
学校教育の関係者	春日三千郎	安曇野市穂高	再任	明南小学校 教頭 安曇野市校長会推薦

<b>報告第 11 号</b>	教育部 各課
令和 2 年 4 月 23 日 提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 4 件 文化課 1 件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度4月定例会専決報告事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課員
109	R2.3.18	スポーツ推進担当	2020年度穂高壮年ソフトボール連盟リーグ戦	穂高壮年ソフトボール連盟 会長 丸山多志	穂高壮年ソフトボール連盟	後援	新聞による試合結果の公開で、会員の生きがいや健康増進の向上に管理の向上につなげ、市のスポーツ振興に貢献し、活発な活動をアピールしたい。	3月18日	令和2年4月25日(開幕)～令和2年10月30日(閉幕)	○	過去承認	○	3月23日	有明運動場、西穂高運動場、北穂高運動場、穂高中学校、穂高西中学校校庭	ソフトボールを通じて、会員の体位向上および保持と健全な精神の確立をはかり、会員相互の親睦を深めることを目的とする。	42チーム(664名)参加予定。試合方法:各リーグ(A・B・C・D・Sリーグ)内総当たり2試合 参加費:1チーム20,000円 会費:1人3,000円	○	○		基準第3条第2項及び第4条第2号により可
110	R2.3.18	スポーツ推進担当	松本山雅FCユースアカデミーサッカースクール 安曇野校、穂高会場/三綱会場	特定非常利活動法人松本山雅スポーツクラブ 理事長 青木晃	特定非常利活動法人松本山雅スポーツクラブ	後援	松本山雅FCのホームタウンである安曇野市と協力し、地域の青少年の育成を図りたい。	3月18日	令和2年4月～令和3年3月 穂高会場:毎週日・木曜日・年64回 三綱会場:毎週日・水曜日・年96回	○	過去承認	○	3月23日	穂高会場:牧体体育館 三綱会場:三綱屋内ケートボール場	松本山雅フットボールクラブがサッカーの普及を通じ、子供たちの健全な育成と、子供たちの夢の達成への手助けとなるようにクラブのソフトを提供し、安曇野市に貢献するためのサッカースクール。	年中・年長児(KIDS)及び小学生1年生から6年生(S-7～12)を対象に、学年別のサッカースクールを実施する。 年会費:6,000円 (月会費)サッカースクール:年長・年中3,600円、小1～小学生4,200円 ボールゲーム教室:年中・年長3,750円、小1～3年4,500円 マルチスポート教室:小4～中学生4,500円 チャレンジ教室:年中～小3年4,800円、小4～中学生5,500円	○	○		基準第3条第2項及び第4条第2号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課 意見
1	R2.4.2	スポーツ推進担当	令和2年度安曇野市体育協会スポーツ教室(全18教室)	特定非営利活動法人安曇野市体育協会 会長 赤羽 高明	特定非営利活動法人安曇野市体育協会	後援	市民のスポーツ振興、各種運動種目の普及を図ることにより、市民にスポーツに親しむ機会を提供し、健康体力づくりの推進に寄与するため後援が必要である。	4月2日	令和2年4月1日(水)～令和3年3月30日(火) ※各種目スポーツ教室計画による	○	過去承認	○	4月6日	豊科武道館 柔道場、他11会場	一般市民がスポーツに親しむ機会を提供し、併せて各種運動種目の普及を図る。	開催種目:テニス、柔道・護身術、普通救命、マレットゴルフ、卓球、合気道、バドミントン、太極拳、弓道、フラダンス 参加料:各種目スポーツ教室計画書による	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号に より可
2	R2.4.8	社会教育担当	令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	長野県選挙管理委員会 委員長 永井 裕	長野県選挙管理委員会、長野県選挙推進協議会、長野県選挙委員会、長野県選挙連合会(公財)明るい選挙推進協議会、都道府県選挙管理委員会、市町選挙管理委員会、市町選挙管理委員会	後援	県内小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒に広く作品を募集し、政治・選挙への意識を高め、若者層への後援が必要である。	4月6日	令和2年5月7日(木)から8月27日(木)まで	○	過去承認	○	4月13日	県内一円	豊かで充実した生活を送るために、立派な政治が行われなければならない。明るい選挙が行われることが最も大切である。そこで、県内の児童、生徒の皆さんのから明らかなるくきい選挙の推進に役立つポスターを募集し、明るい選挙実現の一助とする。	・明るい選挙ポスターの作品募集 ・応募作品の審査(第1次～第3次) ・優秀作品の展示(小・中・高等学校の報の第2次審査の1～3等作品) ・出品予定数:約4,000点	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号に より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度4月定例会専決報告事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	善 決	理 由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 31. R1	H 30	H 29	所管課 意見
105	3月16日	文化	三郷郷土研究会春季講演会	三郷郷土研究会 会長 千国 温	三郷郷土研究会	後援	会員及び市民の生涯学習の一助になる内容であるので後援をいただきたい。	3月13日	令和2年 5月31日 (日)	○	過去 承認		3月18日	安曇野市三郷 公民館 講義 室	会員及び市民の皆さんが講師の話 を聞くことにより、知識を豊かにし、 講師の語に共感し、よりよい生き方 を考える生涯学習の機会とする。	三郷郷土研究会の年間活動計画に 基づき講演会を開催する。参加者は 三郷郷土研究会会員及び一般市民 50名。入場料、参加料ともに無料。 演題「安曇野における民家につい て」(仮題) 講師：信州大学学術研究院工学系・ 准教授 梅千野 成央	○	○	○	取扱基 準第3条 第2項及 び第4条 第2号に より可

共催・後援イベントの中止状況(文化課)

文書記号No.	定例会台帳No.	変更受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
1081	45	3月4日	第5回 みんなで楽しむ動物コンサート	有限会社ブラネット・ワイ 取締役社長 井抽香	後援	令和2年 3月29日(日)	鞆井沢大寅ホール	園伊玖磨の童謡集、動物に関する各曲を伝えるコンサート。より多くの子供たちに音楽の魅力を伝えるため開催する。	出演:雨宮知子(お話・うた)、堀家徳子(ピアノ)、園伊玖磨(うた)、鞆井沢聖(ピアノ)幼稚園の皆さん、曲目:だんくまの動物園(ぞうさん)、おつかいありさん(他)数曲のメドレー、動物メドレー:いぬのめわりさん(他)数曲をメドレー、入場料:無料、参加者見込:650人
1111	46	4月2日	スズキ・メソード松本支部ハーモニーコンサート	スズキ・メソード松本支部	後援	令和2年 4月26日(日)	ザ・ハーモニーホールメインホール	安曇野市を含む松本平在住のスズキ・メソードで学ぶ子どもたちによるバイオリン、チェロ、ピアノの成果発表会	バイオリン、チェロ、ピアノ/各科による演奏の他協奏曲等数曲を演奏予定。入場料:無料
1971	76	3月3日	第14回信州国展	信州国画会 代表 上條喜美子	後援	令和2年 3月25日(水) ~3月29日(日)	松本市美術館	信州国画会会員、国展出品希望者の作品発表活動と県内美術会の活性化を図ることを目的として開催する。	信州国画会会員による展示作品、絵画37名、版画6名、工芸:6名、写真4名、新人選抜企画展:12名、小中高生フォトフェスタ入選・入賞者展:53名、入場料:無料、信州国画会会員会費:3年1万5千円、出品料:7千円、初出品者:1万円
2529	93	2月26日	第1回わくわくキッズコンサートin「みらい」	「ホッと」演奏ボラ ンティア協会	後援	令和2年 3月19日(木)	穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方の為に屋間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートを開催する。前回のコンサートではヴァイナルティの四季「冬より」などの曲を演奏した。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般の方を対象とする。入場者数(見込):100名、入場料:無料
2530	94	2月27日	第43回わくわくキッズコンサート	「ホッと」演奏ボラ ンティア協会	後援	令和2年 4月13日(月)	松本市庄内地区 公民館大会議室	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方の為に屋間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートを開催する。前回のコンサートではヴァイナルティの四季「冬より」などの曲を演奏した。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般の方を対象とする。入場者数(見込):100名、入場料:無料
2562	95	3月9日	公募 第49回日本画展	長野県日本画会	後援	令和2年 4月15日(水) ~4月19日(日)	松本市梓川アカ デミア館	地域の人々に日本画を広げ、文化交流を図り、長野県日本画会会員の作品を皆さんに鑑賞していただく。	長野県日本画会会員の日本画約70点を展示する。入場料:無料
2925	98	3月31日	第54回東筑岳心会吟詠発表大会	東筑岳心会	後援	令和2年 4月19日(日)	明科公民館	日頃の練習成果を発表する機会として発表会を開催することにより地域活性化を図る。	この吟詠発表会は毎年開催しており本年で54回目となる。第一節で会員の吟詠を第二節では招待者の吟詠を発表する。入場料、参加料ともに無料。
2926	99	3月23日	「つなごう日本人・里人の詩2020・なみえ」絆フェスティバル	安曇野さんろーど	後援	令和2年 5月17日(日)	三郷公民館講堂	市民の皆様が絆フェスティバルに参加することにより東日本大震災の災害の現状を実感し被災者との絆を深めるために開催する。	絆フェスティバルでは「MEN'S J」「びびる」す、紅晴美さんによるチャリティーコンサート「他」江津江町の皆さんによるパフォーマンスを披露する。入場料は1,500円(中学生以下は無料)
3002	102	4月1日	連弾フェスティバル	Crescere(クレツ シエーレ)	後援	令和2年 8月9日(日)	安曇野市交流学 習センターみらい	ピアノ教室や学校、年齢、様々な枠を超えて「連弾」を楽しみ交流する。	安曇野市在住または在勤で連弾を楽しんでいる方を対象に出演者を募集し演奏時間5分以内で演奏する。出演料:1組6,000円

令和 2 年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	○ 令和元年度事業の精算完了。 半年間に実施した部分と中止により生じたキャンセル費用について業者と交渉を行い精算しました。 精算額：2,692,289 円（▲5,863,355 円）	○ 令和 2 年度事業については、 新型コロナウイルスが鎮静化 するまで、情勢の把握に努めます。
安曇野市 コミュニティスクール事業	○ 地域コーディネーターの委嘱 24 名 今年度より複数人体制を開始。	
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール実施者講習会 ※新型コロナウイルス感染防止のため中止	
就学援助事務	○事業案内の配布（全児童生徒）	○当初申請締切 4月30日（木）

教育総務係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み			
令和元年度 入学準備金 貸付制度利用実績	【利用実績】	今後、早期にきめ細かい周知を 行い利用者増に努める。			
	進学先		修学年限 (返済期 間)	貸付 件数	貸付額
	公立高校		3 年	0 件	0 円
	私立高校		3 年	0 件	0 円
	国公立大学・ 専門学校		4 年	1 件	400,000 円
	私立大学・ 専門学校		2~4 年	3 件	1,680,000 円
	計			4 件	2,080,000 円
※貸付申請件数 7 件 (うち 3 件は所得基準超過のため貸付不可。)					
※平成 30 年度の利用実績 5 件 1,150,000 円					



# 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

## 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育委員		5月下旬 第1回社会教育委員の会議
社会教育指導員	4月8日（水）第1回社会教育指導員会議 ・ 服務関係について ・ 新型コロナウイルス対策について ・ 人権教育推進委員会について 他	

## 生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
日本語教室	市内4教室【4月休講】 ※新型コロナウイルス感染拡大が収束後に再開予定	

## 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会		5月12日（火）第1回人権教育推進委員会小委員会 5月26日（火）第1回人権教育推進委員及び指導員合同会議

## 中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会		5月下旬 第1回公民館運営審議会
公民館長会	4月13日（月）第1回公民館長会 ・ 第14回公民館大会中止に伴う対応について ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公民館対応について 他	5月11日（月）第2回公民館長会
公民館担当者会議	4月下旬 第1回公民館担当者会議	5月 第2回公民館担当者会議
公民館報	4月20日（月）館報校正会議 ・ 館報第54号の内容及び校正について 他	4月28日（火）館報企画会議
安曇野市公民館大会		第14回公民館大会【中止】 5月17日（日）
生涯学習情報～Link～	4月17日（金）春号発行	

作成者：社会教育担当 2020/04/17

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	4月6日（月）始業式対応児童クラブ開設 7:30～13:00 過ぎまで 利用児童 172人 4月10日（金）～23日（木） 小学校休業に伴い7:30～15:00の間、小学校内で児童の早朝受入れ、預かりを実施 15:00～19:00 児童クラブ開設 児童クラブ入所随時受付 児童館（自由来館）休館中	児童クラブ入所随時受付

### 穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	4月3日（金）地権者へのスケジュール説明	5月～6月 造成設計、実施設計 入札

### 青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター	4月24日（金）運営委員会【延期】	
ジュニア・リーダー養成講座	4月～5月 参加者募集（バルーンアート）	
親子体験ラボ	4月～6月 企画・内容検討	5月～6月 年間予定チラシ作成・配布
親子プログラミング教室	4月～5月 講師との打合せ	
子ども学芸クラブ	4月4日（土）入会式【中止】	各クラブによる活動
子ども会育成会支援	4月7日（火）～14日（火） 5地域子ども会育成会連絡協議会 4月20日（月）常任委員会	5月19日（火）子ども会育成会連合会総会 【書面による審議を予定】

### 放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室	15日（水）参加児童募集締切り【延期】 4月 小学校と社会教育指導員との打合せ	5月7日（木）スタッフ打合せ 【延期】 5月～3月 放課後子ども教室実施

作成者：社会教育担当 2020/04/17

# 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

## 豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第57回童謡祭り、第39回 作詞作曲コンクール	4月9日（木） 童謡祭り実行委員会 コロナ対策による本年度の規模縮小について	5月5日（火）【延期】 童謡祭り 豊科公民館大会議室
地区公民館役員研修会	4月11日（土）豊科公民館大会議室 コロナ対策により、会場変更・規模縮小し2回に分けて開催。 地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、事業計画等を説明 60名	
令和2年度菊づくり講座	4月23日（木）コロナ対策により受付と次回説明のみで対応 全7回	5月8日（金）

# 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	4月16日(木) 令和2年度 第1回スポーツ推進委員会委嘱式及び全体会議 ・委員委嘱、新役員体制の決定、年間事業計画	
スポーツ推進審議会		5月中 第1回スポーツ推進審議会予定

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
聖火リレー実施運営事業	3月24日(火) IOC、東京2020組織委員会が大会延期に伴い、聖火リレーを延期し、4月3日(金)の安曇野市実施も中止となった。 ○中止後の対応について ・実行委員会、市議会、校長会、駐車場・公共施設借用等関係機関へ連絡及び通知 ・ホームページ、ツイッターへ掲載 ・のぼり旗、デイカウンターパネル、展示物等の取外し作業、資材の保管 ・東京2020参画プログラム(デイカウンターパネル)実績報告の提出 ・実行委員会、現地対策本部の解散	・東京2020組織委員会の公表により、再度準備を進める。

## スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	3月29日(日) ・第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会選考会【中止】 豊科南部総合公園	4月25日(土) ・第30回長野県市町村対抗駅伝競走大会兼第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会【中止】 松本平広域公園陸上競技場 一般、小学生各1チーム参加予定 ・前期各種スポーツ教室の開催 5月中旬から6月に延期 (10教室・募集人数330人)
市民スポーツ祭	4月21日(火) ・令和2年度 第1回市民スポーツ祭実行委員会開催日程、内容の検討	

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
施設修繕業務	3月18日～23日 明科中学校(グラウンド)屋外分電盤発錆修繕	

## 市民プール管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高プール運営	4月1日 穂高プールの指定管理者による管理に関する年度協定書の締結	7月中旬～8月下旬 穂高プールオープン予定
穂高プール解体	4月中 穂高プール解体工事設計業務入札	5月初旬～8月下旬 穂高プール解体設計業務予定

作成者：スポーツ推進担当 2020/04/17

## 令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

### 芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
第1回東京藝術大学交流事業	6月13日(土)練習:三郷中学校 6月14日(日)午前/練習:穂高会館 午後/合同コンサート:穂高会館	
能楽教室	6月23日(火)/豊科北中学校 6月24日(水)/豊科北小学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)	6月5日に各校の事前学習会を予定

### 美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和元年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 3月利用者数:1人(累計369人)	令和2年度の年間予定表は、7月発行予定。

### 文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
信州安曇野能楽鑑賞会 主催:信州安曇野薪能実行委員会	第30回信州安曇野薪能 期日 8月22日(土)(予定) 会場 明科龍門湖公園多目的広場 演目 能「絵馬」、狂言「六地藏」、能「犀龍小太郎」 ・第1回実行委員会 5月8日(金)	こども能出演者の募集 「土蜘蛛」出演者8人、 仕舞・連吟10人を募集 締め切り4/22
「安曇野文化」刊行 主催 実行委員会	編集委員会 4月17日(金)	

### 文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	5月19日(火)午前 令和元年度事業報告について	
美術資料等選定委員会	5月19日(火)午後 美術作品の収集について(非公開)	

## 郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展示	開館 40 周年記念「旅と土産～安曇野から何を求めて旅に出たのか 人々は何を求めてやってきたのか～」 会期:2月15日(土)～4月5日(日)	
	「第36回白鳥写真展」 会期:5月8日(金)～5月24日(日)	
コンパクト展示	「安曇野の春の訪れ」 会期:3月5日(木)～4月17日(金) 会場:ゆりのき	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)～5月7日(木)	

## 郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	県宝の縄文土器のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。4月1日からの連続テレビ小説「エール」や古関裕而氏を活かした鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーリニューアル。	
穂高鐘の鳴る丘集会所		
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)～5月7日(木)	

## 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
コンパクト展示	「貞享義烈碑建立の歩み」 会期:3月24日(火)～5月6日(水)	
企画展示等		「人権ポスター展」 会期:5月12日(火)～5月24日(日)
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)～5月7日(木)	

## 文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 44,499点(3月末現在) (3月新規点数/公文書0点、地域資料110点)	

白井吉見文学館管理運営事業	3月入館者数:38(一般観覧/5、友の会等/33)	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)~5月6日(水)	

### 歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
『明科の宝』の発行	今年度は明科地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行。	R2年度は穂高を予定。

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係等への補助事業事務(事業報告)	
「安曇平のお船祭り」調査報告書刊行	・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を受け、H29~R1に実施した『安曇平のお船祭り』調査の報告書を配布	報告書の配布と調査成果の情報発信と成果を活用して保存継承へ繋げる方策を考える。
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科(梅干野研究室)との連携事業 ・古民家の記録保存、穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査、常念石室調査等。	これまでの調査成果を市民へ還元 →講座等の開催
第1回文化財保護審議会	・5月中旬予定(日程検討中) 委員委嘱 「満願寺の古文書」文化財指定にかかる答申	令和元年度第2回審議会で諮問内容について意見あり。 16点ではなく全22点の指定として答申の見込みであり、応じていきたい。
文化財保護へ向けた啓発活動	・いわれの地標柱等修繕事業	

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応

令和2年度以降 公共事業協議	・令和2年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する。栄町遺跡他	継続
明科廃寺出土 遺物整理作業	・平成30年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業を開始する。	整理作業の開始
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『平成31年度分試掘・立会報告』『穂高古墳群E13号墳』『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業。	

## 図書館係

### 図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
市内公共図書館 新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止 策	全館休館 期間：4月11日(土)～5月7日(木) 予約(インターネット及び電話)のみ貸出可 予約本等の受け渡し時間 (時間限定で行う) 午前10時～11時 午後4時～5時 本人が希望した図書館にて受け取り可	【主催事業(共催事業を含む)】 5月末まで中止又は延期
第70回長野県図書館 大会準備委員会	令和2年度に安曇野市において開催される図書館大会についての検討 期日：3月25日(水) 場所：「きぼう」	第1回実行委員会 期日：4月23日(木) →新型コロナウイルス感染症拡大 防止対策のため中止



## 令和元年度 第3回安曇野市図書館協議会 会議概要

1	審議会名	令和元年度 第3回安曇野市図書館協議会
2	日 時	令和2年3月11日 午後1時30分から午後2時30分まで
3	会 場	安曇野市豊科交流学習センター 多目的交流ホール
4	出席者	三澤会長、別府副会長、濱野委員、初谷委員、田守委員、古川委員、樋口委員、鈴木委員
5	市側出席者	那須野文化課長、遠藤豊科図書館長、金子三郷図書館長、百瀬堀金図書館長、伊藤明科図書館長、高嶋中央図書館長、奈良澤係長、中山主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0 人
8	会議概要作成年月日	令和2年3月14日

### ○会議の概要

- 1 開会 (奈良澤係長)
- 2 あいさつ (三澤会長・那須野課長)
- 3 報告事項
- 4 協議事項
  - (1) 令和2年度 安曇野市図書館事業計画について
  - (2) 第70回 長野県図書館大会について
  - (3) その他

5 その他

6 閉会 (那須野課長)

### 3 報告事項概要

新型コロナウイルス感染症 安曇野市図書館の感染拡大防止の対応について

事務局より説明

### 4 協議事項概要

- (1) 令和2年度 安曇野市図書館事業計画について

事務局より説明。

議 長 事務局より前回からの変更点ということで説明いただいた。質問・意見ございますか。

委 員 図書館管理システムの更新とあるが、具体的な内容を教えていただきたい。また、データベースの活用についてとあるが、データベースだけだと分からないので、説明をお願いしたい。

事務局 現在運用している図書館管理システム、また、それに関わる情報機器としてサーバー及び全端

末の8割くらいになる主要部分の更新を行う。データベースの活用については、主に中央図書館でサービス提供をしている、商用データベースの活用促進ということになる。

委員 システム更新の意図をお聞かせ願いたい。

事務局 リース期間満了に伴う更新ということになる。

議長 他はよろしいか。

委員 子ども向けのサービスはあるが、肢体不自由などで外出することが少ない高齢者にも、コミュニケーションの機会が持てるようなサービスも検討していただきたい。

事務局 ご意見として頂戴する。

委員 配本業務による配本先一覧というのがあるが、施設でどのように利用されているか把握しているか。

事務局 貸出先は、各館館長が把握している。安曇野日赤では、2階に図書スペースがあり、ボランティアにより運営されている。

委員 全部合計すると450冊くらいになるが、有効に利用されているか。

議長 利用状況が分かる館長おりますか。

館長 児童館・児童クラブでは、子どもたちが読んでいるし、デイサービスでは、皆が集まったところで紙芝居や読み聞かせを行っている。

館長 各施設とも必要としている資料の要望を出してもらっているので、需要を満たしていると思う。

委員 かつて地域を回る移動図書館があったが、なかなか図書館を利用できないときに有効かと思うので、現状をお聞きし運用を希望したい。

事務局 安曇野市として各地域の図書館整備を進める中で廃止となった。現状では、運用を開始するのは難しい状況である。

議長 先へ進めさせていただく。第70回長野県図書館大会について事務局より説明をお願いしたい。

## (2) 第70回長野県図書館大会について

事務局より説明。

議長 図書館大会についてはよろしいか。この予定で進めさせていただく。

次に、その他「安曇野市図書館の特色ある資料収集計画」「安曇野市選書のあり方ガイドライン」についてお願いしたい。

## (3) その他

事務局より説明。

議 長 そのような選書基準を設けて選書しているということだが、ご意見・ご質問ありますか。

委 員 選書のガイドラインの中に、MARCという語が出てくるが良く分からない。

事務局 専門的な部分になるが、書誌データのことになる。

委 員 MARC TRC というのは、一言でいうとどういうものか。

事務局 MARCが本の検索などに使う書誌データで、そのデータを作っているのがTRCという業者になる。

委 員 各館の所蔵予定数というのがあり、既に達している館もあるが新しい本を入れないということか、また、資料収集の方針は図書館の大事な部分であり、人気があるものだけ入れていくのではなく、幅広く所蔵していくことが必要だと思うが、基本的な姿勢を伺いたい。

委 員 各図書館、特徴を出そうということで記載されているが、収蔵の比率配分をもう少しメリハリをつけてもいいのではないか。

委 員 地域で特色を持った個人の収集物が、高齢化によって無くなっていってしまうのは惜しいので、リスト化して対応することはできないか。

事務局 所蔵が既に予定より上回っていても、新鮮な資料を提供していくことは必要なので、収蔵状況を考えながら整備していきたい。選書についても、各館基本的なベースのものは入れており、また、専門書・調べ学習用の本・地域資料など収集し、人気があるものについても一定のルールを決め入れている。収蔵比率或いは地域資料の収集などで各館の特色を出すようにしているので、細かな点についてご意見があるようなら別途いただきたい。最後、個人の収蔵資料については、図書館として把握するのが難しいので、文書館等と連携する中で対応していきたい。

議 長 地域資料については、所蔵するのが、図書館なのか、文書館なのか、公民館なのか、明確にしていく必要があるのではないか。

委 員 事業計画に戻ってしまうが、推進事業のところに広報活動があるけれども、身近に手軽に利用できる携帯電話への、情報発信の推進を期待したい。

議 長 ではここで、委員よりの配布資料があるので説明をお願いしたい。

委 員 自分の経験から得たものを記載し、資料として出させていただいた。地域にはいろいろなことを知っている人がいて、それがまたつながりを持っているので、知恵袋として一つのデータベースにできないかと思っている。図書館が関わって、公民館や高齢者の団体などと連携し、データを集めればどうか。

議 長 本日は予定した終了時間もあるので、この意見についての協議は次回とさせていただきます。

以上で、協議を閉じさせていただきます。

以上

令和2年4月23日開催

安曇野市教育委員会 4月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第16号</b>	教育部 学校教育課
令和2年4月23日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当：教育指導室長) 赤羽 文恵

タイトル	令和2年度全国学力・学習状況調査の中止について
報告を要する事項の内容	令和2年度全国学力・学習状況調査の中止について報告するもの
要旨	令和2年3月17日付け元文科教第975号文部科学省総合教育政策局長通知「令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）」 4月16日には実施しない旨の通知あり  令和2年4月17日付け2文科教第86号文部科学省総合教育政策局長通知「令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）」今年度は実施しない旨の通知あり
説明	別添の令和2年4月17日付け2文科教第86号文部科学省総合教育政策局長通知「令和2年度全国学力・学習状況調査」（写）により、本年度において全国学力・学習状況調査は実施しない。



2 教学号外

令和2年(2020年)4月17日

市町村(組合)教育委員会担当課長 様

長野県教育委員会事務局

学びの改革支援課長

令和2年度全国学力・学習状況調査について(依頼)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局長から通知があり、今年度は実施しないこととなりました。

つきましては、貴所管の小・中学校、義務教育学校に対して周知願います。

記

別添資料

- ・ 学校長宛通知
- ・ (通知) 令和2年度全国学力・学習状況調査について.pdf

長野県教育委員会事務局  
学びの改革支援課義務教育指導係  
曾根原 好彦(課長) 下平 将揮(担当)  
電話(直通) 026-235-7434  
ファクシミリ 026-235-7495  
電子メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp



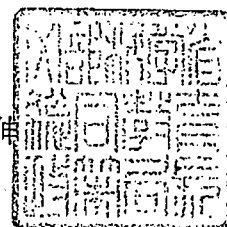
2 文科教第 86 号  
令和 2 年 4 月 17 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和 伸



(印影印刷)

### 令和 2 年度全国学力・学習状況調査について (通知)

標記については、「令和 2 年度全国学力・学習状況調査について (通知)」(令和 2 年 3 月 17 日付け元文科教第 975 号文部科学省総合教育政策局長通知)において、4 月 16 日には実施しない旨を通知したところです。このたび、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しないことといたしました。

なお、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用していただけるよう、後日、各教育委員会及び学校等にお送りすることを予定しています。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。

このことを、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社等に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに、御周知いただくようお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室  
電話：03-5253-4111 (内線 3726)

【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第17号</b>	教育部 学校教育課
令和2年4月23日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当：教育指導室長) 赤羽 文恵

タイトル	令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和2年度長野県児童生徒体力・運動能力調査の中止について
報告を要する事項の内容	令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和2年度長野県児童生徒体力・運動能力調査の中止について報告するもの
要旨	令和2年4月17日付け2ス庁第62号スポーツ庁次長通知「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について（通知）」 今年度の全国体力調査については中止する旨の通知あり
説明	別添の令和2年4月17日付け2ス庁第62号スポーツ庁次長通知「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について（通知）」（写）により、本年度において全国学力・学習状況調査は実施しない。



2教ス第28号

令和2年(2020年)4月20日

市町村(学校組合)教育委員会教育長 様

長野県教育委員会事務局スポーツ課長

令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和2年度  
長野県児童生徒体力・運動能力調査の中止について(依頼)

このことについて、令和2年4月17日付け2ス庁第62号によりスポーツ庁次長から別添(写)のとおり中止の通知がありましたのでお知らせします。また、このことを受け、本県における令和2年度長野県児童生徒体力・運動能力調査についても中止といたします。

ついては、所管の小・中学校にご周知願います。

なお、別添一覧にあります令和2年度長野県児童生徒体力・運動能力調査協力校につきましては、令和3年度と同調査協力予定校とさせていただきますことをご承知おきください。

<送付物>

- ・(写) スポーツ庁通知
- ・公立小・中学校長あて通知
- ・令和2年度長野県児童生徒体力・運動能力調査協力予定校

担当：スポーツ課 学校体育係  
(課長)北島 隆英 (担当者)西瀬 修二  
電話 026-235-7448 FAX 026-235-7476  
E-mail : sports-ka@pref.nagano.lg.jp

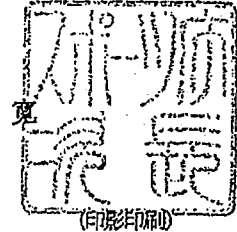




2ス庁第62号  
令和2年4月17日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
殿

スポーツ庁次長  
瀧本



令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について（通知）

令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「全国体力調査」という。）については、先般、実施の可否を後日判断することとする旨御連絡したところです。（令和2年3月30日付事務連絡）

今般、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況・学校現場の負担軽減等を踏まえ、今年度の全国体力調査については、中止することといたします。

なお、本通知は全国体力調査の中止をお知らせするものであり、各自治体や学校において、地域の感染状況を踏まえて、体力等に関する調査を実施することを否定するものではありません。

については、都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくようお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室  
体育振興係 仲村  
電話：03-5253-4111（内線2649）